昭和二十九年十一月

海外経済事情

目　次

一、概　況
二、主要国際経済会議
(1) ガット第九回総会
(2) 米州経済会議
三、米国経済の動向
(1) 中間選挙と今後の財政経済政策
(2) 景気の動向
(3) 対外経済政策
四、西欧諸国
(1) 英　国――為替相場の軟化
(2) フランス――十八カ月計画の展望と金利の引下
(3) 西ドイツ――税制改革の下院通過とドル輸入の自由化拡大
(4) イタリア――一般経済事情
五、共産圏諸国
(1) ソ　連――五カ年計画実施状況
(2) 中　共――産業五カ年計画の七―九月期計画達成状況等
六、東亜及び東南アジア諸国
(1) 一般情勢
(2) 韓　国――米国との援助交渉の妥結、憲法改正

(3) 台　湾――最近の物価動向
(4) 香　港――近情
(5) タ　イ――一九五四―五五年度日タイ貿易計画の成立
(6) インドネシア――クレデイツトによる輸入方式の採用
(7) ビ ル マ――日緬平和条約並に賠償経済協力協定の成立
(8) イ ン ド――インド煙草と中共生糸のバーター取引契約成立
(9) パキスタン――外資導入政策の発表
(10) セイロン――新工業政策の動向と食糧配給統制の緩和
七、濠州――輸出停滞傾向とGATTに対する態度

一、概　況

米国中間選挙は二日世界注視の下に実施されたが、その結果議会の新分野は下院民主党二三二、共和党二〇三、上院民主党四八、共和党四七、独立一となり、中間選挙が野党の勝利に終るという前例通り民主党の支配が確立した。右に伴い米国今後の対外政策の動向が注目されているが、今日米国の対外政策は概して超党派的に進められており、従来に比すれば若干柔軟性を帯びるとしても基本的には直ちにその対外政策に大きな変化はあるまいと見られている。

ソ連の提案にかかる欧州安全保障会議は二十九日モスクワで開催された。右会議開催の主たる狙は西独の主権回復、再軍備を内容とするパリー協定の批准阻止にありとされているが、これについて米英仏三国は同二十九日ソ連政府に覚書を送り、欧州安全保障会議はパリー協定批准後に開催すること、またオーストリア平和条約の調印は会議成功の前提条件であるとし、今後会議開催の含みを残しつつも参加拒否の態度を示したことによりソ連側はソ連圏八カ国のみの参加の下に会議開催を断行したものである。同会議は十二月二日終了を見、パリー協定批准の場合各国は防衛力を強化するために共同措置を講ずること、西独の再軍備並に西欧連合参加計画の放棄、一九五五年中に全独自由選挙を実施、全独政府樹立について協定に達すること等を内容とする共同宣言を発表した。右は西欧側としては一応予期した内容のものとされており、西欧側の態度はパリー協定の早期批准

に一致を見ているが、西独、フランスに与える影響は見逃しえないものとされている。特にフランスにおいてはソ連の安全保障会議提案以来パリー協定批准前にソ連と交渉を開始せよとの意見が旧ド・ゴール派を中心として強まつてきており、また西独においてもザール協定に関しなお不満の声が強く、パリー協定批准までには今後紆余曲折を経るものと見られる。

ソ連革命三十七周年記念日に際しマレンコフ首相は駐ソ米英両大使に対し戦争を防止するとともに外交手段を通じて正常な関係を回復したいとの意向を表明し、またサブーロフ副首相は社会主義、資本主義両陣営の平和的共存を強調注目された。こうした動きについては国連におけるソ連の融和的態度とともに西欧諸国特に米国の関心を深めており、アイゼンハウアー大統領はボストンにおいて演説（八日）し、原子力プール計画が米国の対ソ関係において新段階に入ることを期待しているとのべ、さらに米政府当局内においても共産主義対抗策は軍事面のみでなく、経済面からも考慮さるべきであるとし、いわゆる平和的共存の問題がとり上げられている。こうした背景の下にすでにドッジ前予算局長はアジアにおける未開発自由諸国の開発と経済安定を援助するため大規模な援助計画を検討中と伝えられる。

十月二十八日より「一般協定」の全面的再検討を主要議題として開催された第九回ガット総会は引続きこれが検討を行つているが、各国の政策発表において最も注目された点は英国がガットに対する従来の消極的な態度を放棄し、その強化、すなわち数量的制限ないしその差別的適用を認める規定の厳格化等を主唱するに至つた点である。これに反して濠州、インド、パキスタン等は低開発諸国に対する特別措置を求める発言があり、今後の成行が注目される。

二十二日から開催された米州経済会議は十一月二日終了を見た。右会議は米国議会の民主党による支配が確立されてから最初の国際経済会議であり、何らか新しい政策が打出されるのではないかと期待されていたが、具体的成果としては米州機構技術援助計画に最低一五〇万ドルの援助を供与することと、米国輸出入銀行、世界銀行並に設立を予定されている国際金融会社からの融資の拡大を約束したにすぎず、結局米国の対中南米政策は当分現状維持の線を出ないことが明かとなつた。

米国中間選挙の結果、財政面では差当り大きな変化は予想されないが、漸次積極財政の色彩が濃化するものと見られており、又対外経済政策面では保護貿易主義の後退から、ランドール委員会勧告の線にそい貿易自由化の方向が漸次明かになるものと期待されている。

米国経済の動向を見るに、景気は季節的要因もあるが、引続き上昇を示している。特に鉄鋼作業率は年初来の最高を示現、自動車生産も新記録を示し、また建設活動は依然として活況を呈しており、鉱工業生産指数も上昇を予想されている。かかる景気の動向を背景として今後の見透しについても楽観的な見解が漸く支配的となつている。

西欧経済は生産の上昇、物価の横這い、貿易収支および国際収支の改善等引続き安定した推移を示している。ただポンド相場は軟調を示しているが、これは季節的要因に加えて頃来の輸入自由化措置ないしは国内消費の増加等の影響に基づくものと見られている。一方西独においては外貨準備は引続き増大しており、月中対ドル域輸入自由化を拡大した。フランスも外貨事情は好転し、ＯＥＥＣ諸国との貿易自由化率を六五％に引上げ本月から実施したが、更に近くこれが引上げを予定されている。なおフランスにおいては月初市中金利の引下が行われたが、これはコストの引下、生産の拡大を目的とするマンデス・フランス首相の経済政策の一環として注目されている。

東南アジアのゴム、ジュート等主要商品相場は引続き堅調を示し、またその他の商品についても大きな変化は見られないが、米穀については食糧事情の好転からマレー、シンガポール、セイロン等食糧輸入国ではその統制の廃止ないしは緩和が行われた外、輸出国では新市場の開拓に努力中と伝えられる。

二、主要国際経済会議

(1) ガット第九回総会

「関税及び貿易に関する一般協定――ガット」の締約国（現在三十四、他に日本は仮加入）は去る十月二十八日より明春二月上旬までの予定をもつて第九回締約国団会議（ガット総会）を開催している。今回の会議は、締約諸国の他、オブザーバー

派遣国を含めて計四十七カ国が参加し、さらに国際通貨基金（ＩＭＦ）、欧州経済協力機構（ＯＥＥＣ）等各種国際機関の代表も出席して、実質上の世界貿易会議ともみられ、かつ頃来の国際貿易為替の自由化気運を背景として懸案の「一般協定」再検討を議題にとりあげているため、広く各国の注視するところとなつている。

「一般協定」の全面的再検討問題は今回の会議の主要議題であつて、八日英代表ソーニークロフト商相の発言をもつて開始され、十八日までに各国の政策発表ないし一般討論を行つたが、その後「数量制限」「関税」「その他通商障害」及び「機構改正」の四作業部会を設け、目下これら部会において本格的検討に入つている。

各国政策発表の段階において最も注目された点は英国が従来のガットに対する消極的な態度をすててその強化を唱えるに至つたことであるが、再検討の基調はかねて予想されていたごとく貿易自由化に即応するガット再編という方向にあると伝えられ、とくに数量的制限ないしその差別的適用を認める規定の厳格化、関税の安定確保及びこれと関連して明年六月末に終る関税譲許据置期間の再延長（一九五七年末まで）、恒久的事務機関の創設等の諸点について米、英、カナダ、西ドイツその他の諸国より積極的な発言がなされた模様である。

かかる再検討の方向に対しては濠州、インド及びパキスタン等低開発国側より経済発展のための特別措置、就中数量制限適用の自由を求める発言があり、キューバ代表は関税率の固定、無差別引下は一種の経済侵略であると後進国の立場を強く訴えたが、他方先進国側からも例えばフランス代表フオール蔵相の如き数量制限適用の強化に対して消極的態度を示して、貿易及び為替の自由化が尚早に失する場合に起りうべき危険を強調し、またラロック・ベルギー貿易相はベネルツクス三国の見解として、高関税国がとくに高率な関税率に関する組織的引下計画に参加しない場合には、これらの国との交渉上量的制限の自由を保留すると主張するなどあり、何れも注目された。

再検討に際し主要問題の一とみられる特恵制度については英国は植民地に対し本国市場における特別の利益を認める規定を設けることを要望、これと関連して濠州は現在特恵の利益がその創設時のそれより大幅に縮減しているとして特恵利益の増加を求めたが、カナダ代表はこれらに反対して、むしろ特恵縮小の方向を示唆しており、この問題に関する英連邦内部の見解の相違を明らかにしている。また補助金に関する規定については英連邦各国が等しくその厳格化を主張、従来この分野において批判され勝ちであつた米国もその補助金政策の検討方を約した。

なお日本の正式加入のための多角的関税交渉会議は既報の通り明年二月（二十一日と伝えられる）ジユネーブにおいて開催される予定であるが、現在までに日本との関税交渉会議に参加することを公式ないし非公式に表明した国は、米、西独、伊、ベネルツクス三国等すでに十六カ国に及び、今後なお増加するものとみられており、うち米国は十三日対日関税交渉の対象となる約二〇〇品目のリストを公表するとともに、日本商品に対する通商障壁を引下げる他の友好国に対しては、ある範囲で自国の関税を引下げる用意ある旨言明、積極的な態度を示している。反面英国は繊維産業の競争関係等の事情から、日本に対し最恵国条項の適用を一部限定せんとして直接対日交渉に入つており、またその他の締約国にも対日関税交渉の応否については、前記「一般協定」再検討の結果をまつて正式に決定するというごとき態度をとつているものがあり、注目されている。

(2) 米州経済会議

本月二十二日よりブラジルのリオ・デ・ジヤネイロで西半球諸国の貿易、為替に関する諸問題、特に米国の中南米諸国に対する金融、技術援助の問題の検討を目的として関係二十一カ国代表及び英、仏、オランダ、西独、イタリア、日本、インドネシア等諸国からオブザーバー出席の下に米州経済会議が開催された。

右は、本年四月の第十回米州外相会議で米国の強く主張した反共宣言の採択をみたことに対し、当時これら中南米諸国の要望たる米国の経済援助その他の経済問題の討議が約された結果として今回開催されたものである。

中南米諸国と米国との経済的関係は戦後頓に緊密化し、最近では米国総輸入の三〇%、同総輸出の二〇%がこれら地域を対象としている情況である。従つて米国の経済政策が直接これら諸国に及ぼす影響も大であり、また金融及び技術援助問題については、既に国連ラテン・アメリカ経済委員会（ＥＣＬＡ）による年間十億ドル、十カ年に亘る投資開発計画の提案もあり、従来の米国の対外援助が中南

米以外の地域を主たる対象としていたとする不満もあつて、特に中南米諸国に対する援助の積極化が要望されていた。

会議では斯様な中南米諸国の要望に対して米代表たるハンフリー財務長官は従来のポイント・フオアによる技術援助計画、世界銀行及び米国輸出入銀行を通ずる融資の継続を表明したに止まつた。特に会議に先立ち、米国政府が新たに世界銀行の別働隊として国際金融会社（IFC）の設置構想を発表、前記金融機関の融資対象とならない民間企業に対する融資を行う旨を説明したことは米州経済会議に対する政治的意味合いもあるものと見られている。

これに対しチリーは中南米二十カ国の保有する金及び外国為替（本年六月現在総額約三七億ドル）をプールして、これら地域の開発資金に供せんとする案を提出、アルゼンチン、コロンビア及び中米八カ国の同意を得たが、ブラジル、メキシコ等の同意はえられなかつた。

何れにしても会議は中南米諸国に対する援助の積極化について米国からの何らの確約をも得ることとなく、推移したが、今後は各専門委員会の具体的検討に付され、今後六カ月以内に報告書が提出されることとなつている。

三、米国経済の動向

(1) 中間選挙と今後の財政経済政策

米国の所謂中間選挙は十一月二日上院の三分の一、下院全員及び四十八州中三十四州の知事につき行われ、民主党の勝利を以つて終了した。中間選挙には野党が進出するという歴史的先例があり、特に今回は景気後退による失業の増加、農民所得の低下が問題化していたため一般に野党たる民主党の大勝が予想されていたが、終盤戦に於ける共和党の追込もあつて、結局民主党は新議会の分野で上院で一名、下院で二十九名の優位を得たに止まつた。ニューヨーク・タイムズ紙（四日）はその社説で「選挙の結果はいずれの政党にとつても一方的な勝利ではなかつたことを示している」と論じているが、今回の選挙の結果から見て保守、進歩何れも極端な見解が後退し、穏健な中道政治が支持されたこと、一部酪農地帯を除きベンソン農務長官の伸縮的価格支持を中心とする農業政策に対し比較的反対が少かつたこと及び失業問題は一部の労働力過剰地域に局限され、全国的問題にまで発展しなかつたことが指摘されている。

中間選挙の結果

	上院		下院		州知事	
	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後	選挙前	選挙後
共和党	四九	四七	二一九（欠員一名を含む）	二〇三	二九	二一
民主党	四六	四八	二一五（欠員三名を含む）	二三二	一九	二七
其の他	一	一	一	〇	〇	〇

しかし何れにしても民主党が、従来の共和党に代り下院議長、上下両院各委員長の席を占め、議会運営の主導権を握ることとなり、明年一月に始る第八十四議会ではアイゼンハウアー大統領は政治的困難を経験するであろうと云われているが、対外政策面では個々の点においてニューアンスの差はあつても大筋として超党派外交の基盤が確立しており、むしろ国際主義的な大統領の外交政策は孤立主義的な共和党より国際協調的色彩の強い民主党によつて支持をうけることも期待されている。今後の財政経済政策に関する一般の見透しはほゞ次の如くである。

(a) 財政々策　財政支出面では、国防強化、道路建設等の公共事業の拡大等を首め対外経済援助の重視から積極的な財政々策が提唱される可能性が増大する一方、歳入面では政府の法人税軽減、減価償却控除拡大、海外収益に対する減税の意向に対し、民主党は企業擁護の減税よりも個人所得税免税点の引上、消費税の軽減を主張しており、対立が予想されている。それは兎も角として上院歳入委員長に予想されるバード(Harry F. Byrd)議員は均衡財政論者であり、下院歳入委員長クーパー (Jere Cooper) 議員も現在のところ大統領の新予算教書提出まで静観する態度を表明している。結局明年一月提案される予算案では今後の景気及び失業の動向によつて減税の程度も決定されるであろうが、一般論として政府の財政均衡化への努力は従来に比し困難の度を加えるものと予想される。

(b) 農業政策　農産物に対する伸縮的支持価格制度の信奉者であるベンソン農務長官は、選挙後一九五六年産の農産物の支持価格の最低を予定通りパリテイ価

格の七五%とするよう議会に要請する旨表明しているが、上下両院農業委員長に予想されるエレンダー(Allen J. Ellender)議員及びクーリー(Harod S. Cooley)議員はいずれも固定価格支持政策の主張者で農業政策変更の努力は活溌化し政府との対立は激化するものと予想される。差当り明年産綿花の作付割当面積の拡大が議会開会早々採上げられるものとみられる。

(c) 貿易政策　大統領の貿易自由化政策に対し強硬に反対していたミリキン・リード上下両院歳入委員長(いずれもランドール報告の少数派)を中心とする保護貿易主義の後退に代つてランドール委員会の多数派の中心であつた前述バード、クーパー及びジョージ議員が夫々上下両院歳入委員長及び下院外交委員長となるものと見られ、議会は国際主義的色彩を濃化することが予想される。もちろん議会内外の保護貿易派の動きは依然執拗なものであるが、ともかく政府の国際協調的な自由貿易政策の実現は従来より容易となり、差当つては第八十三議会で棚上となつた互恵通商協定法の三カ年延長、米国品優先購買法の緩和等の貿易自由化の具体化が予想され、西欧諸国も等しく選挙の結果を歓迎している。

(2) 景気の動向

米国景気の動向は季節的要因もあつて前月に引続き漸次上昇に向つている。即ち鉱工業生産指数(一九四七―四九年＝一〇〇)は十月に至り季節変動調節前では一二九と前月比三ポイントの上昇、季節変動調節後でも一二五と一ポイントの上昇を示し、今月もさらに上昇が予想されている。かかる予想の基礎となつたものは耐久財部門特に鉄鋼及び自動車工業の活況にある。

即ち十一月二十五日に終る一週間の鉄鋼作業率は八〇・三%と年初来の最高を示しており、十月中の七三%、九月の六七%に較べ可成りの回復をみているが、本月並の生産は少くとも明年第一四半期までは引続き行われるであろうとの見方もある。またフエアレスUS製鋼会社会長は明年の鉄鋼生産高は本年の生産推定八六百万トンを五―一〇百万トン(六―一二%)上廻るものと予言している。一方自動車生産も競争の激化からして新型切換には異例の長期を要し、ために販売業者在庫の激減(十月二十日現在三一三千台、一九五二年十二月以来の最低、最高

本年五月六七八千台)を来した程であつたが、その後新車の生産も漸く本格化し十一月、十二月の両月には一、〇八〇千台と新記録(従来の最高一九五〇年の一、〇〇七千台)が予想され、結局本年の自動車生産は、五、四〇〇千台と一九五〇年及び五三年に次ぐ史上第三の生産を挙げるものと見込まれるに至つた。

更に景気の好転を示唆するものとしては(1)十月の建設支出は久し振りで前月の水準を下廻つたが建設活動は依然活況を呈しており、住宅着工数は一〇六千戸と十月としては従来の新記録を示したこと(商務、労働両省の推定によれば、明年の新建設支出は本年見込額三七〇億ドルの記録的水準を更に七%上廻る三九五億ドルとなつている)、(2)九月中の製造業者に対する新規注文が二四二億ドルと前月中の二二六億ドルを大幅に上廻り、年初来始めて昨年同月の水準を上廻るに至つたこと、(3)事業在庫は九月中季節修正前の数字では五カ月振りに増加を示しているが、季節修正後の数字では引続き減少を続けていること、しかも在庫削減は「ほぼその過程を了え」た(ブリス・ゼネラル・ミル社会長)とし、或いは長期に亘つた在庫削減の期間は「今後数週間中に」終る(ニューヨーク銀行筋)であろうとの見解が有力となりつつあること、(4)十月中の雇傭増加、失業者減少を反映して失業保険給付数(暫定)は一、〇五五千人と九月を下廻り、本年一月のピーク時に較べ四〇%の減少をみるに至つたこと等が挙げられる。

かかる景気の動向を背景として今後の見透しについても楽観的な見解が漸く支配的となつている。ハーヴアード大学スリクター教授は過去十カ月間持続していた経済の「均衡の期間はほゞ終了し今後は拡張の期間がこれに代ろうとしている」と論じ、前シカゴ連邦準備銀行の経済学者ランガム(John K. Langum)氏も生産は既にリセツションの最低点に達し、経済は上昇を開始したと指摘しているが、更にニューヨーク大学ナドラー教授は朝鮮戦争後の調整過程の最悪の時期は既に終り「次の十乃至十二カ月間経済状態は漸次好転するであろう」との見解を述べている。又最近ダン・アンド・ブラッドストリート社が大規模及び中規模の製造業者、卸売業者及び小売業者に関して行つた調査に於ても、明年第一四半期を本年同期に比べ売上上昇を予想するものは五六%、税引純益の増加を予想するものは四三%を占めており、売上及び純益の減少を見込んでいるものは夫々一三%

及び一二%に過ぎない。

しかし反面明年の工場及び設備に対する資本支出につき五日マッグロー・ヒル社は本年度の推定二一八億ドルを五%下廻る二〇七億ドルと発表、本年に続く設備投資の低下傾向は明年以降の景気の見透しにつき警戒的な見方を生じている。ジャーナル・オブ・コマース紙(十一月八日)は今後の景気が現在のまゝ回復に向うか或は明年又は明後年に至り再び後退が起つた後本格的回復に向うかについて、景気回復の型がV型を示すかW型を示すかの問題を提起している。同紙は今後の景気変動は上昇下降のいずれにしてもごく限られた範囲に止るとしているものの、(1)V型の論拠となるものは国防支出の早期の著しい増加のみであつて、公共事業支出はその効果が表れるまでにタイム・ラッグがあり国防支出と同様な効果を期待できない、(2)工場及び設備投資支出の減少が続き景気後退の強力な要因となり、また事業在庫削減の傾向が楽観論者の説くが如き進捗を示さず、従つて景気後退阻止の梃子の役割を果すか疑わしいことを理由として、現在のところW型の一種となる見透しが強いと論じている。

この間注目すべきは株式相場の足取りである。昨年九月以来上昇の一途を辿つて来たニューヨーク株式相場は、前月末から中間選挙の見透し難に緩慢ながら下げ足を辿つていたが、選挙後三日には民主党の進出が予想程でなかつたことを主因にダウ・ジョーンズ工業株三十種平均は一挙に七・五四ポイントと第二次大戦開戦の一九三九年九月五日以来の大幅値上りを記録した。その後も株価は上昇の一途を辿り二十三日には三八二・七四ドルと遂に過去の最高である一九二九年九月三日の高値(三八一・一七ドル)を突破し、二十九日には三八八・五一ドルと年初来の上昇は一〇〇ドルを上廻つている。この間出来高も連日三百万株を突破していたが、二十四日の出来高は三九九万株と一九五〇年十二月十八日(出来高四四九万株)来の最高に達した。

かかる株式ブームの原因として従来から、(1)超過利得税の廃止により景気後退にも拘らず大企業の税引後の利益が増加したこと、(2)低金利政策による国債、地方債及び社債の利廻り低下は相対的に株式投資を有利にしたこと、(3)配当課税の軽減が投資意欲を高めたこと、及び(4)年金基金及び利潤分配基金(pension trust and profit-sharing trust)の株式投資が株式市場に新しい影響を齎らしていること(スリクター教授)が指摘される。

かかる株式の上昇については、(1)ダウ・ジョーンズの鉄道株及び公共事業株は一九二九年当時のピークをなお六〇及び八〇ポイント下廻つていること、(2)株式利廻りは一九二九年の三・三%に対し現在なお四・八五%を示し、社債利廻りとの比較に於ても一九二九年当時の株式利廻りが株価の暴騰を映じて社債の三分の二に過ぎなかつたのに対し現在なお社債の利廻りを三分の一方上廻つている等株価は一九二九年に較べ低位にあること、(3)現在株式購入のためのマージン・リクアイアメントは五〇%で株式購入のための信用は一五億ドル程度に過ぎず、一九二九年のマージン・リクアイアメント一〇%信用残高八〇億ドルに比し遙かに低位にあり、現在の株式市場は健全であること等を理由に「株式市場の目覚しい上昇は米国経済が今後繁栄を続けるであろうとする全国的な投資層の確信を反映するものである」(タイム誌十二月六日)とする見方が一般的である。しかし反面最近大衆の株式投資の著増が注目を惹くところから、一部の投機的動きを懸念し、株式相場の下落の可能性を明年の景気に対する「潜在的脅威」と説く向き(ジャーナル・オブ・コマース紙十五日、十六日及び十八日)もあり、今後の株価の動きには注視の要があると思われる。

なお十二月十五日償還期日到来の一七、三四七百万ドルに及ぶ国債(五三年十二月一日発行利率一⅞%中期公債八、一七五百万ドル、四四年十二月十五日発行利率二%長期公債八、六六二百万ドル及び四一年十二月十五日発行利率二%長期公債五一〇百万ドル)の借替に際し、財務省は二十五年乃至三十年物長期公債の発行を決意するのではないかと一般に予想されていたにも拘らず、十八日財務省は八年八カ月物長期公債(利率二½%)、一年物債務証書(利率一¼%)及び八カ月物債務証書(利率一⅛%)に選択的借換を行うと発表、依然国債長期化の目標に対し漸進的な態度をとつている。

アメリカ主要経済指標

	一九五二年	一九五三年	一九五四年 七月	一九五四年 八月	一九五四年 九月	一九五四年 十月	一九五四年 十一月
消費者価格指数（一九四七―四九＝一〇〇）(1)	一一三・五	一一四・四	一一五・二	一一五	一一四・七	一一四・五	
工業生産指数（一九四七―四九＝一〇〇）(2)	一二四	一三四	一二三	一二三	一二四	一二六	一二九
個人所得（一〇億ドル）(3)	二七一・二	二八六・一	※二八六・五	※二八五・四	二八六・六	※二八五・九	
就業者数（千人）(4)	六一、二九三	六二、九二九	六二、一四八	六二、二七六	六二、一四四	六二、一四一	六一、七三二
失業者数（〃）(5)	一、六七三	一、五二四	三、二四六	三、二四五	三、〇九九	二、七四一	二、八九三
新建築高（百万ドル）(6)	二、七五一	二、九三八	三、〇八四	三、一一三	三、一五三	三、一〇六	三、一七七
輸入額（〃）(7)	八九三	九〇六	八二二	八二四	七八一	※七六四	
輸出額（〃）(8)	一、二六六	一、三三二	一、二九〇	※一、一五四	一、一〇八	※一、二七四	
製造業在庫（〃）(9)	四四、一九〇	四六、七三三	四四、二二七	四三、九二九	四三、六六八	※四三、七七三	
製造業売上高（〃）(10)	二三、〇四六	二五、二七一	二四、〇六一	二三、四八二	二三、六二六	※二三、三七七	
卸売物価指数（一九四七―四九＝一〇〇）(11)	一一一・六	一一〇・一	一一〇・四	一一〇・五	一一〇・〇	一〇九・七	一〇九・八
株価指数（一九三九＝一〇〇）(12)	一九五	一九三・二	二三三	二三七・一	二四〇・四	二四三・六	二五四・四
百貨店売上高指数（一九四七―四九＝一〇〇）(13)	一一〇	一一三	一一一	一一三	一〇七	一一三	一一四
現金流通高（百万ドル）(14)	三〇、四三三	三〇、七八一	二九、八九二	二九、九二九	二九、九八五		
要求払預金残高（〃）(15)	一〇一、五〇八	一〇三、四五一	※一〇〇、〇〇〇	※九九、四〇〇	※一〇一、二〇〇		

（備考）(1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)(5)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(6)商務省および労働統計局調査、(7)(8)商務省、陸、海軍調査、(9)(10)商務省および連邦準備制度理事会調査、(11)労働統計局調査、(12)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(13)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(14)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、※推定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年 六月三十日	一九五一年 十二月三十一日	一九五二年 十二月三十一日	一九五三年 十二月三十一日	一九五四年 九月三十日	一九五四年 十月二十九日	一九五四年 十一月三十日	備考
小麦（一ブッシェルドル）	二・三五	二・八三	二・五七	二・三一 3/4	二・四一 7/8	二・四七 3/4	二・五六 1/8	
玉蜀黍（〃）	一・七六 3/4	二・一九 7/8	一・八七 3/4	一・八四 1/4	一・八二 5/8	一・八一 1/2	一・八五 3/8	
ライ麦（〃）	一・七四 3/4	二・四〇	二・二九 5/8	一・六八 1/4	一・八一 3/4	一・七八 3/4	一・七三	

燕麦(〃)	一・二三⅞	一・二五¼	一・〇七¼	一・〇〇⅜	〇・九九½	一・〇五	一・〇六⅜
小麦粉(一〇〇ポンドドル)	六・〇五—六・一五	六・四〇—六・五〇	六・三五—六・四五	六・九五—七・〇五	七・二五—七・三五	七・四五—七・五五	七・三五—七・四五
サントス・コーヒー(一ポンドセント)	四九¼	五三¾	五三⅜	六四⅝	六七	六九½	六九
バヒア・ココア(〃)	二九・九〇	三二・九〇	三三・〇五	五〇・〇五	四六・一五	四六・四五	四七・九五
砂糖(〃)	七・七〇	八・二五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五	八・六五
バター(〃)	五九¾—六〇	八三¾	六七	六六—六六½	六一—六一½	五八¼—五八½	六〇¾—六一¼
ラード(〃)	一二・七〇	一五・四五	九・四五	一八・二〇	一七・七〇	一六・四五	
金属							
銑鉄(一トンドル)	四九・九四	五七・一一	五九・七五	六一・二五	五〇・一六	五〇・一六	五〇・一六
ビレット(〃)	五三	五六・三〇	五九	六二	六四	六四	六四
屑鉄(〃)	四二	四四	四四	三三	三五	三七	三七
電気銅(一ポンドセント)	三三½	二四½—二七½	二四½	二九½—三〇	三〇	三〇	三〇
アルミニューム(〃)	一七½	一九	二〇	二一½	二二・二〇	二二・二〇	二二・二〇
アンチモニー(〃)	二六・二八	五一・四五	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛(〃)	一一	一九	一四¾	一三½	一四¾	一五	一五
水銀(七六ポンドドル)	七五	二二二	二一八	一八八	三二五	三二五	三二五
亜鉛(一ポンドセント)	一五・七二	二〇・三八	一三・三三	一〇½	一二	一二	一二
海峡錫(一ポンドドル)	〇・七八½	一・〇三	一・二一	〇・八五	〇・九三⅝	〇・九二⅜	〇・九〇¼
繊維							
綿花(一ポンドセント)	二四・七九	四二・七五	三三・六〇	三三・七五	三五・五〇	三五・〇五	三四・九〇
プリント(一ヤードセント)	一五½	一六	一五¾	一四	一四	一三⅞—一四	一三⅞—一四
その他							
ゴム(一ポンドセント)	三一⅜	五二	三四	二〇⅝	二四⅞	二六⅞	二七¾

(ビレット・屑鉄)ピッツバーグ
(銑鉄)フィラデルフィア

皮革（一ポンドセント）	二五½	二五	一八	一四½	一三¾	一三—一三½	一三—一三½
原油（一バレルドル）	二・五一	二・五一	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六
株式市場							
工業株（三〇種平均ドル）	二〇九・〇八	二六九・二三	一九一・九〇	二八〇・九〇	三六〇・四六	三五二・一四	三八六・七七
鉄道株（二〇種平均ドル）	五二・二四	八一・七〇	一一一・二七	九四・〇三	一一五・一八	一一七・六九	一三一・四七
公共株（一五種平均ドル）	五〇・六四	四七・二二	五二・六〇	五二・〇四	六一・〇四	五七・八一	六〇・七五

（備考）特記したもの以外はニューヨーク標準相場

(3) 対外経済政策

十一日ハンフリー財務長官は世界銀行の別働隊としての国際金融会社（International Finance Corporation）への参加を議会に要請すると言明した。国際金融会社の構想は一九五一年三月国際開発諮問委員会（ロックフエラー委員会）によつて提案され、その後世界銀行及び国連の支持を得たものの、米国議会の承認を得られぬままに棚上げとなつていたものであるが、前記の如く二十二日開会の米州経済会議に対する政治的配慮もあつて今回の声明となつたものといわれている。会社の資本金は一億ドルとし、世界銀行に対する出資に応じて加盟五七カ国に按分され（米国の出資三五、〇〇〇千ドル、日本の出資二、七五〇千ドル）最低限七五、〇〇〇千ドル三十カ国の参加を得て発足するものとされている。又資金調達のため、社債その他証券の発行を行う。会社の業務は民間企業に対し直接貸付又は株式投資（無権利株）にあり、世界銀行の貸付が政府の保証を必要としたために電力、道路、港湾建設、農業開発等大規模な国家的開発計画のみに限られていたのと大きな差異がある。政府の議会に対する具体的提案は世界銀行と詳細討議の後行われる筈であり、その時期に関してニユーヨーク・タイムズ紙（十一月十二日）は「一九五六年の議会までは提案されないであろう」と述べている。かかる計画に対し民間では可成り批判的な意見が多く、十五日から三日間開かれた第四十一回全国貿易業者大会でも反対の意向を表明しており、ジヤーナル・オブ・コマース紙（十一月十五日）も「政治外交的見地からみれば正しい方向への第一歩となりうるが、ビジネスの見地からは誤つた方向への第一歩である」と論じている。

十三日国務省は、さきにガット総会に於いて決定をみ明年二月開催予定の日本の加入のための多角的関税交渉会議に際し対日関税交渉を行う旨明らかにすると共に対日関税引下が検討される二〇〇品目を発表したが、その中にはマグロ、陶器、光学関係品、食卓および台所用品、ミシン、カニかん詰、綿布、絹織物、真珠、貴金属装身具、造花およびオモチヤ等日本の重要輸出品が含まれている。また十六日アンダーソン商務長官代理、マーフイー国務次官補は交々全国貿易業者大会で米国その他自由諸国が日本の貿易拡大のため協力することを要請したが、民間の業者の間には全米羊毛製品製造業者協会の毛布の対日関税交渉品目除外要求、全米輸出入政策委員会の対日関税交渉反対声明等対日関税引下交渉に反対する動きもあり、十二月十三日開催予定の互恵情報委員会及び関税委員会の公聴会に於ける論議が注目される。

懸案の輸出入銀行の輸出業者に対するクレデイット・ライン方式による新融資方法は十二日政府の承認を得て公表されたが、新融資方法により現在年間約一〇億ドルの輸出入銀行の貸出額は一九五六年迄に倍額に増加するものと見込まれている。最終的に決定をみた融資条件は、(1)クレデイット・ラインの最高限度は一供給業者当り一〇百万ドル、(2)融資を許可された輸出額のうち外国業者は最低二〇％を現金で支払い、輸出入銀行は最高六〇％までの手形を買取り残余は供給業

者が金融する、(3)利率は年五%以上、そのほか手形買取に際し額面の一%の手数料を徴し、三年以上の場合は一年毎に$\frac{1}{4}$%増加する、(4)保証の場合は保証債務残高に対し年二%以上を徴することとなつており、既にオリヴアー・コーポレーション（農業機械製造業）に対し四百万ドル、コンバスチヤン・エンジニアリング・カンパニー（蒸気機関設備製造業）に対し六百万ドルの融資成立をみたと報ぜられている。

政府機関たる輸出入銀行の融資方針緩和と並んで注目されたチエーズ・ナショナル銀行による民間中期輸出信用機関設立の具体的内容が発表された。右によれば

(1)新会社資本金はチエーズ・ナショナル銀行及び輸出業者が出資するがオープン・エンド方式をとり、一定の制限をおかず常に新たな輸出業者の参加に門戸を解放する。融資先は株主たる輸出業者に限る、(2)融資は外国輸入業者の手形を輸出業者から買取る形式で行われ、取引額の一部（二〇%乃至二五%）は輸入業者から頭金として徴し、残余につき融資されるがその一部（取引額の二五%程度）は輸出業者が従たる債務を負う、(3)手形額面の二五%まで輸出入銀行が保証する、(4)必要な場合外国商業、中央銀行の保証を得る、(5)手形の期間は六カ月以上五年以下、(6)融資対象となる取引は輸入国に於て所得を生じ又は外国為替を節約する商品でドルで決済されるものに限り輸入国又は輸入地域別の基準を設け、買入手形手形総額を規正する、(7)将来債務を発行し商業銀行その他により資金調達を図ることとなる。

以上のほか最近政府はその対外援助政策につき再検討を行いつつあることが明らかとなり各方面の注目するところとなつている。従来政府の対外援助政策は、ランドール報告の経済援助打切り勧告の線に沿い軍事援助に重点を置くものであつて、本年度の対外援助法にも経済援助は明年六月末を以て打切り同時に対外活動本部の廃止が規定されている。しかしながら、民主主義勢力と共産主義勢力との間に軍事的政治的均衡が回復され今後の冷戦の段階は経済的発展の分野の「競争的共存」にあるとし、未開発国の生活水準向上を目的としてアジアを中心として改めて新たな経済援助計画の検討が行われつつある模様で、二十四日ホワイトハウスの発表によれば既にドツヂ前予算局長が大統領の特別顧問として対外経済政策に関し国家安全保障会議に対する勧告作成を行つている旨伝えられる。又二十二日スタツセン長官は欧州経済協力機構に対し欧州がアジア援助に寄与することについて非公式な提案を行つている。これらは未だ政治外交的な検討段階にあると考えられ、それが現実に対外援助予算及び行政機構改変に反映し、どの程度の援助が如何なる形式で与えられるかなお今後の問題とされている。

四、西欧諸国

(1) 英国——為替相場の軟化

十一月中金ドル準備は米国援助一四百万ドル、対EPU黒字五百万ドルがあつたにも拘らずEPU以外地域との収支が三〇百万ドルの支払超過となつたため、十一月としては異例の赤字を示し、月末残高は二、九二五百万ドルとなつた。

十一月中金ドル準備の増減　（単位　百万ドル）

	米国援助	対EPU	EPU以外地域	計	月末残高
十一月中	(+) 一四	(+) 五(1)	(−) 三〇	(−) 一一	二、九二五
前年同月中	(+) 二四	(−) 一五	(+) 三三	(+) 四二	二、五六一

(1) EPU債務返済二百万ドルを含む

またニューヨーク市場におけるポンドの対ドル相場は依然として回復せず、月末には更に軟化傾向をみせ、現物相場は二十四日二・七八$\frac{5}{16}$—二・七九$\frac{1}{16}$ドルと一九五二年秋以来二年振りで二・七八ドル台に下落し、振替可能ポンドまた二十二日には二・七一$\frac{1}{4}$—$\frac{1}{2}$ドルと昨年九月中旬以来初めて二・七一ドル台に下落するに至つた。斯くの如く最近のポンドの軟化が著しいところからこの相場下落は季節的要因にのみ帰し得ないのではないかとの観測さえ生ずるに至つている。勿論英金融当局は例年の季節的なドル物資の買付が従来より長期に亘つたために生じた圧迫に過ぎないという見解をとつているようであり、従つて平衡勘定による為替相場の支持も小規模で主として心理的効果を狙つたものとしている。しかし上述の如きポンド相場の軟調は季節的要因に加えて頃来の対ドル地域貿易制限の緩和措置ないし英国経済の活況による消費増加によるものと考えられ、これらの

諸要因を基調として更に次の如き部分的乃至一時的要因が相交錯してポンドの軟化を来していると思われる。即ち今春の振替可能ポンド地域拡大の措置を背景として欧州諸国が振替可能ポンドをニューヨーク市場で売却し、これによつて獲得したドルを以てドル物資の買付を行う傾向が強くなり、これが振替可能ポンドの相場を軟化せしめていること、振替可能ポンドを以てポンド物資を買付けこれをドル地域へ売却しその間の鞘を稼ぐ所謂 shunting deal により本来ポンド地域のドル収入となるべきものが失われていること、ポンド地域の羊毛、錫等の価格が下落しドル収入が減少していること、英国の港湾ストの影響により輸出船積が停滞したこと、英国の小麦不作のため小麦輸入が増大しまた三百万トンの石炭輸入の必要があること、従来英国へ流入していた米国、欧州筋のホットマネーが直接またはニューヨークを通じてカナダへ流入していること等の諸要因が指摘されている。

更にまた次表において明らかな如く振替可能ポンドの相場下落率が特に大であり、ポンド相場圧迫の主因は振替可能ポンドの需給面にあるともみられているが、先物相場が依然として比較的に堅調を持続していることから、一般には相場回復の時期が例年より遅れるにしても早晩立直るものとみられているようである。

ニューヨーク市場における為替相場の下落　（単位　ドル）

	最近二カ年間における最高	最近の相場
現物	二・八一五/一六－二・八二(五四・五・三)	二・七八九/一六－三/一六(五四・一一・三〇)
先物(三カ月)	二・八一三/四－七/一六(五四・五・三)	二・七八九/一六－三/一六(五四・一一・三〇)
振替可能	二・七九一/四－三/四(五四・四・五)	二・七〇三/四－二・七二(五四・一一・二九)

上述の如きポンドの実勢に対応してわが国のポンドの裁定相場も十一月二十六日、十二月四日の二回に亘り変更をみた。

なお英国の十月中の貿易収支は左の如く輸出は前年同期に比しやや不振であつたが、十月中の港湾ストの影響により輸入が大幅に減少したため入超額は僅か四・三百万ポンドと異例の少額を示した。

貿易収支　（単位　百万ポンド）

	輸出(f・o・b)	内北米向け輸出	輸入(c・i・f)	差引入超
九月中	二一六・七	二一・九	二八五・八	六九・一
十月中	二二三・九	二三・一	二二八・二	四・三
前年同月中	二三六・九	二六・九	二七九・八	四二・九

次に国内経済面についてみれば十月の鉱工業生産指数(暫定)は一三四—一三五(一九四八年＝一〇〇)と新記録を樹立し、年初来の十カ月間の平均は一二六・三と前年同期に比し五・九%の上昇を示しており、株式市場また活況を呈し、工業株価指数は引続き高水準を示している。更にまた失業者数は労働人口の約一%と完全雇用の状態にあり、一般の購買力も増加し特に今夏月賦販売に対する制限が廃止されて以来自動車、家具等の月賦販売は記録的に増加している。勿論物価は概ね安定(年初来卸売物価は約一%、小売物価は約三%上昇)しているが労働力不足により企業は設備の拡大更新に努めており、また例年の如く第三四半期に入り財政支出は増大が予想され、更に銀行貸出も増加傾向を辿つている。

この間にあつて一九四〇年以来統制されていた建築制限は本月十日に廃止されたが、これは建築材料の供給増加、建築、機械工業の生産性増大によるもので、最近では許可証は殆ど自動的に発行されていたといわれる。これにより来年は約一億ポンドの建築増加が予想されており、統制の廃止による経費の節約は年間一五〇千ポンドに上るとされている。

右の如き経済界の活況を映して資金需要も旺盛であり、大蔵省証券の入札レートは二十六日一ポンド一二シリング六・八四ペンス(一五/八%)を示し、更に十二月三日には一ポンド一三シリング六・一二ペンス(一三/一六%)となり、本年五月末以来の最高を示した。また銀行引受手形の割引レートも十九日には七/一六ないし一/八%上昇、更に十二月三日には七/三二ないし一/一六%上昇し二、三カ月物一三/一六%、四カ月物一三/一六－三/四%、六カ月物一五/一六－五/八%となり、本年五月の公定歩合引下以来の最高を示した。

以上の如き一連の傾向はポンド相場の軟化傾向等対外的な問題と相俟つて、最

近のインフレ警戒論ないし公定歩合引上論の背景をなしているのであるが、特にロイ・ハロッドは最近のフイナンシャル・タイムズ紙(十一月三十日)において英国経済におけるインフレ傾向の存在を指摘し、これが顕在化する以前に予め公定歩合の引上げによつて回避すべきであると論じて注目された。然し乍らロンドン交換所加盟銀行の流動比率が十一月十七日現在三四・三%と昨年同期の三六・五%に比し相当低下を示していることからも明らかな如く、市中の手許現金は潤沢でなく、従つて過度の信用創出が行われる可能性は少いため当分当局が公定歩合引上の挙に出ることはあるまいとの見方もあるが、何れにせよ英国経済の先行きと関連して、公定歩合は経済の調節弁として随時弾力的に活用さるべきであるとの見解が昂まつてきたことは注目されよう。

(2) フランス——十八カ月計画の展望と金利の引下

A 一般経済情勢と十八カ月計画の展望

フランスの一般経済情勢は引続き順調な恢復を示し、十月中の工鉱業生産が既に前年同期を一二%程度上廻る活況を記録している外、年間を通ずる生産上昇率も戦後最高の水準に達した。又十月に至り動乱以降最初の黒字を示した貿易収支に於てはポンド地域からの輸入の減少と清算勘定地域に対する輸出の増大とが特に顕著であり、EPUに対する月中ポジションも貿易収支の改善を反映して漸く好転し、十一月には一二・三百万ドルと黒字を増大している。尤も物価については卸売指数小売指数共に微騰が見られたが、基調は依然安定を示し、通貨に対する信認恢復の傾向に変化は見られない。十一月のピック通貨情報によれば、フランスに於る私的金退蔵は本年に入り既に二億ドルの縮小を見たと伝えられており、フオール蔵相も八日の記者会見に於てフランスの外貨準備が八月以来戦後最高の水準を超え既に十億ドルのラインを突破したことを明らかにしたが、こうした情勢を反映し民間資金の蓄積は引続き順調に進められている。リヨン銀行(Crédit Lyonnais)調査部の研究によれば本年上半期中の株式並びに公、社債(除短期債)の新規消化額は一、九四〇億フランの巨額に上り、前年同期の一、〇九三億フランを七七・五%も上廻る好調を示しているが、十一月に於ても、上旬に行われた鉄鋼各社による共同起債計画(本年第二回)が僅か二四時間にして目標額(一五億フラン)に達する成功を収めた外、中旬には国民金融金庫(Crédit National)が行つた起債計画(一二億フラン)が三カ月間にして全額消化の好成績を記録する等、起債市場は注目すべき活況を示しており、一般情勢の恢復が単に一時的且季節的な現象たるに止らないことを示唆している。

最近の主要経済指標

	九月	十月	十一月
卸売物価指数(一九四九年=一〇〇)	一三四・六	一三四・四	一三四・七
小売物価指数(一九四九年=一〇〇)	一四二・六	一四二・九	(1) 一四四・二
工鉱業生産指数(一九三八年=一〇〇)	一五二・〇	一六〇・〇	—
対EPU月中ポジション(単位=百万ドル)	(−) 一・二	(+) 六・一	(+) 一二・三
(2) 対EPU月末累積債務(単位=百万ドル)	(−) 五〇七・二	(−) 四九六・九	(−) 四八〇・八

註(1) 肉類、卵、牛乳等食糧価格の上昇と冬季電力料金の実施による光熱費の増加とに基くもの
(2) 前月末の累積債務に月中ポジションと旧債返済の為の金ドル支払額の二倍とを加えて算出する。尚フランスの割当額は六二四百万ドル、追加割当額は四五・五百万ドルである

最近の地域別貿易収支

（単位　百万フラン）

	ドル地域	ポンド地域	OEEC地域（除ポンド地域）	其の他	合計
輸入九月	一三、一一七	三一、二二六	二八、九二六	一二、八五二	八六、一二一
（前年同月）	（一一、八六四）	（三九、八五一）	（二五、一八〇）	（一三、四八四）	（九〇、三七九）
輸出九月	七、三八七	一一、四四三	四〇、八〇三	一五、八五四	七五、四八七
（前年同月）	（七、五二六）	（一一、〇九五）	（三六、〇八四）	（一三、九一五）	（六八、六二〇）
入出超九月	（−）五、七三〇	（−）一九、七八三	（＋）一一、八七七	（＋）三、〇〇二	（−）一〇、六三四
（前年同月）	（−）四、三三八	（−）二八、七五六	（＋）一〇、九〇四	（＋）四三一	（−）二一、七五九

	ドル地域	ポンド地域	OEEC地域（除ポンド地域）	其の他	合計
輸入十月	一三、一九七	二七、八七二	三一、五五三	一〇、四〇五	八三、〇二七
（前年同月）	（一二、九三七）	（三〇、四七〇）	（二六、六三〇）	（一三、一九〇）	（八三、二二七）
輸出十月	八、四二一	一三、〇〇一	四六、一五五	一五、八三七	八三、四一四
（前年同月）	（八、〇七八）	（一二、〇〇七）	（四三、四〇九）	（一四、四六六）	（七七、九六〇）
入出超十月	（−）四、七七六	（−）一四、八七一	（＋）一四、六〇二	（＋）五、四三二	（＋）三八七
（前年同月）	（−）四、八五九	（−）一八、四六三	（＋）一六、七七九	（＋）一、二七六	（−）五、二六七

以上の如き諸情勢を十八カ月計画に掲げられた諸目標に比較して検討すると①生産指数は目標一六五に対し既に一六〇に達し②一九五三年を基準とした国民総生産も一九五四年の年間を通じ既に一〇五・〇と年初の見透を二ポイント方上廻ることが予想されており、目標の一〇五・五に接近しているが、③その結果一九五四年度に於る消費と投資の水準は前年に比較して夫々八%及び三・五%の上昇を記録することが出来たわけであり、十八カ月計画の目標とする生活水準の引上（一〇%）は既に八%が達成されている。こうした事情から一般にフオール蔵相の唱えた十八カ月計画は略〻その第一段階を終り且現状にさしたる変化なく推移する限り、明春（四月）には数カ月早めにその完成を見ることが予想されており、同時にOEEC諸国に対する自由輸入も更に七五%に引上げられるものと見られている。

然しながら、右の如き傾向を維持拡大するには反面困難もまた増大することを予測しなければならない。フオール蔵相は二十九日の演説に於てこの点にふれ、明年度に於る工鉱業生産指数の増加率を六—八%、農業生産の上昇率を四・五%と予定し特に生産性の上昇に期待しているが、問題は消費並びに投資水準増大率の調整にあり、生産上昇を支える鍵が資金の調達にある点に鑑み二、〇〇〇億フラン以上の私的投資の増大を確保する必要のあることを強調している。こうした観点から政府は引続き物価の安定を維持すると共に減税による貯蓄の増強に努力せんとしているが、第二段階に入つた十八カ月計画を推進する為の措置として特に重要な意義をもつものは①自由輸入の拡大と②金利の引下を中心とするコスト切下措置であり、これらの諸点について政府は既に活潑な努力を開始している。

B　自由輸入の拡大と金利の引下

一、自由輸入の拡大と特別臨時補償税の税率引下

ＯＥＥＣ諸国に対する自由輸入の拡大については九、十月の二回に亘り既に漸進的な措置がとられてきたが、十一月一日に至り政府は更に自由化率も六二・五％から六五％に引上げた。しかも従来の引上がいずれも内部的且試験的な措置であつたのに対し今回の引上は正式な決定として即日ＯＥＥＣ当局に通告され、四月以来の公約はここに一応その実現を見ることになつた。こうした一連の措置に並行して政府は更に特別臨時補償税の改正を進め、一日には麻糸、綿糸、皮革、一部鋼材等若干の品目に対する課税を免除した外、十七日には全般的に税率を改め、従来の一般税率一三％を一〇％に、特定商品に対する特恵税率八％を七％に夫々引下げた。自由化リストに記載された商品の輸入に対し無差別に適用されてきた特別臨時補償税は、自由輸入の拡大に伴い圧迫を受けることが予想されていた国内産業の競争力を保護することを目的として四月以来実施されたものであり、関係各国の非難の的となつていたが、政府は今回の決定により九月以来の縮小方針を強化し、且これを明確に示したわけである。最近のフランスに於る輸入制限緩和の方向は一面からすれば関係諸国の要請によるものであることも否定出来ないが、反面昨年以来徐々に進められてきた貿易収支改善の傾向を背景にし、国内企業合理化えの刺戟として積極的な意図の下に推進されてきたものである点を見逃し得ない。特にここ数カ月来の好調から推してＯＥＥＣの基準とする自由化率の目標(七五％)に意外に早く到達することも予想されており、来年末に於る推定外貨準備二〇億ドルの見透と共にフランの交換性恢復論議もようやく現実味を加えるものと見られている。

二、金利の引下と税制の動向

① 金利の引下

フランスに於るコスト割高の一因として金利負担の過重なることがしばしば指摘されているが、政府は貯蓄の増加を主因とした金融緩慢の傾向を背景にして積極的にこれが引下を図り、大銀行代表者との協議を重ね、その協力を要望していた。今回の金利引下は市中貸出の主要部分にわたる広範なものであり、十八カ月計画推進の為の重要な手段として、こうした動きは今後共引続き拡大強化されるものと予想されているが、十一月中に行われた各種の措置は概ね次の三点に要約される。

イ、中期信用動員手形(Effets de mobilisation de crédits à moyen terme)の割引歩合の引下

中期信用動員手形とは設備並びに近代化計画(所謂モネ・プラン)の実施に当り、当該事業が計画所定の設備資金需要を賄う為に振出す手形(期限五カ年)であり、取引銀行が割引き、必要に応じ国民金融金庫(Crédit National)、フランス不動産金融金庫(Crédit Foncier de France)、預金並びに供託金庫(Caisse des Dépôts et de Consignation)等の政府金融機関が事前審査を経てこれが再割引を行うこととされている(尚右政府金融機関は更にフランス銀行に対し当該手形の再々割引を求めることが出来る)。

十月二十五日の国家信用理事会は右の中市中銀行の割引レートを〇・二％方引下げることを決定、十一月一日より実施の運びとなつたが、他方政府金融機関に対してもフオール蔵相は再割レートの引下げを求め十一月に入り夫々〇・三％の利下げが実施された結果、当該企業の金利負担は六・六％から六・一％に軽減されることになつた。尚中小企業振出の手形については割引に際し予め国家契約金庫(Caisse Nationale des Marchés de l'Etat)の裏書を要することとなつているが、右の裏書手数料も無条件もの(裏書に伴うリスクを金庫が負担するもの)について〇・三五％、条件付裏書(リスクは銀行負担)について〇・二七五％方夫々引下げを見た。フランスに於る金利の割高は特に長中期信用について甚しいといわれていただけに今回の金利引下の重点が中期信用動員手形に向けられていたことは明らかであり、後述の如き銀行信用に対する附加価値税の減税措置により予想される効果をも勘案すれば企業の金利負担軽減は一・六五％にも及ぶものと見られており、設備投資の促進に対する政府の熱意はこの点に最もよく示されている様に思われる。

ロ、当座貸越並びに一般前貸に対する金利(Intérêts débiteurs sur les découverts et avances)並びに手数料の引下

当座貸越並びに一般前貸は手形の割引と共に銀行の重要な授信業務として、

共に無担保で行われる一種の信用貸と見なされるが、従来は最低金利が六・二五%と定められた外、年〇・六%を最低とし金利の三分の二相当額を最高とする手数料を附加することが認められていた為、実際の金利負担はしばしば八—九%の高利に達すると言われていた。今回の措置は金利の最低を六%に引下げると共に手数料の最高限度を貸付金利の二分の一に改めたものであり、短期金利の引下げも重要な意義をもつものと見られている。

ハ、大蔵省証券の利率引下

右の如き銀行信用に対する金利の引下と並行して政府は十一月一日より大蔵省証券の利率を夫々次の如く引下げた。

三カ月以内のもの	二・七五%から二・五%え
一年以内のもの	三・二五%から三・〇%え
二年以内のもの	三・七五%から三・五%え

右の引下は、例年短期公債の発行が激増する年度末を控え特に銀行応募のものに限つて実施されることになつたという点にその意義が見出されるが、最近に於る金融緩慢の傾向に伴い市中銀行の保有公債は最低制限額を相当大幅に上廻る状態にあると伝えられていることから考えれば、今回の引下は①銀行の運用資産相互間に於る金利体系を調整すると共に②財政負担の軽減を図りつつ、市中銀行による公債消化を期待することも可能という見透によるものと思われる。

② 銀行信用に対する附加価値税の軽減と貯蓄に対する個人所得税の優遇

四月に行われた税制改革によつて一般サービスの給付に対する附加価値税の税率は五・八%と定められたが、広く一般サービスの給付並びに販売以外の取引が課税の対象と規定されている為、銀行信用に対しても金利の五・八%に相当する附加価値税が一律に徴せられていたわけである。今回の軽減措置は企業に対する借入負担の減少に資する為一般サービスの給付に対する附加価値税の中銀行信用に対する部分を分離して税率を引下げることを企図したものであり十一月一日から実施されたものであるが金利換算〇・四%の切下が可能になつたといわれており、間接的な金利引下措置としてコストに及ぼす影響は軽視出来ない様に思われる。

一方個人所得税については普通所得税（一八%）中の賃銀、年金所得に対する軽減税率（九%）適用の範囲が八月の改正により二〇万フランから四四万フランに引上げられたのに引続き累進附加税についても貯蓄額の二〇%相当額（但し所得総額の一〇%を限度とする）の所得控除を認める措置が考慮されている。先に行われた税制改革に際しては貯蓄増強の為の税法上の優遇が重要な課題となり、一九五四年以降に於ける貯蓄については累進附加税の軽減が認められこれが為政府は所要の措置を講ずる権限を与えられることになつたが、今回の改正も右の権限に基いて実施されるわけであり、所得控除の対象となる貯蓄が投資証券（Certif-cats d' investissments）買入の如き特定の直接投資を含んでいる点に重要な意義が認められる。投資証券とは予算の定める経済拡張基金えの繰入を賄う為に発行される一種の長期公債であり、近く本年度分の売出が行われる予定となつていることも考慮すれば、一九五四年度財政に関連した措置とも見られその影響が注目されている。

C 来年度予算審議の見透とマンデス・フランス内閣の前途

前月末国民議会に提出された来年度予算案は其後若干の修正を加えられ、来年度予算に関する財政法（Loi de finance）案として六日正式に確定を見た。先に発表された予算案の概要と比較すると一般民政費中の経常支出が人件費、物件費の追加により四八〇億フランを増加した為資本支出について予定されていた追加支出をも加えると歳出総額は三兆三、二七〇億フランと八二〇億フランの膨脹を示したが、他方歳入総額も二兆九、九四〇億フランと一二〇億フランの増加を見た為一般予算に於る歳出超過額は歳出の節約予定一五〇億フランを考慮しても尚五五〇億フランの増加を記録し三、一八〇億フランに達した。

これに対し国民議会の予算審議は必ずしも順調とは言い難い。即ち財政委員会は一般民政費に於る郵政並びに公共事業省関係の経常支出削減に反対し当該部分の組替を求め予算案返上により審議の引延を図らんとしたが、マンデス・フランスは部分的問題ながら信任投票にかけて審議促進を要求、早期成立に強硬な決意を示してこれを押切つた（九日）。然しながら前途は決して平坦ではない。しかも

一方に於てはアメリカの援助の見透は尚不明確であり、中旬にはマンデス・フランス自ら渡米折衝を重ねたが、九月ワシントンで行われた米仏交渉の結論（インドシナ三国向けは直接援助、但しインドシナ派遣軍向の対仏援助は別途考慮するという原則）を確認するに止り見るべき成果を挙げ得なかつたといわれている。

こうした情勢を打開する鍵と見られていた社会党の入閣問題は、社会党が経済社会政策の全般に亘る広範な条件を提示した為一応棚上げになり、十二日に行われた内閣改造も当初の構想に反し小規模なものに止つた外、シューマン前外相に対する駐米大使就任交渉も失敗に帰し人民共和派に対する連携恢復工作も効果を挙げることが出来なかつた。尤も来年度予算案を繞る財政問題は難航を続けながらも結局は成立するものと見られているが、アルジエリーに拡大した騒乱並びにロンドン・パリー協定の批准問題等難問は尚多く特に西ドイツの再軍備問題については東西会談の開催とロンドン・パリー協定の批准手続との時間的な関係について国民議会が微妙な動きを示している折柄旧ド・ゴール派の態度には大きな関心が集められている。

尚国民議会はマイエ内閣以来の懸案となつていた憲法改正案を再審議し三十日には参議院の反対を押しきつて三分の二の多数を以て可決これを成立せしめた。改正の要点は次の如くである。

① 法案の審議に対する両院の関係が対等となった。（従来は参議院の反対があつても国民議会が再議、三分の二の多数を以て可決すれば成立する）

② 首班指名選挙の議決が絶対過半数から単純過半数に改められる。

③ 政府の信任動議を否決するには絶対過半数を要する。

④ 政府の信任動議が否決され解散になつた場合は政府はそのまま選挙管理内閣を構成する。議会の提出した不信任動議が可決、解散となつた場合は国民議会議長が選挙管理内閣の首班となる。

(3) 西ドイツ――税制改革の下院通過とドル輸入の自由化拡大

西ドイツのいわゆる大税制改革は、本年三月に政府案が連邦議会(下院)に提出されて以来、審議を重ねていたが、十九日ようやく下院を修正通過し、十二月初旬に行われる上院での最終的な討議を残すのみとなつた。右による所得税及び法人税の減税額は二八億マルク(五三―四年度の当該税収額の約一五%に当る)に及び、当初の政府案に比し、減税額は、①年収四万マルク以下の所得者層の減税率を政府案より大きくしたこと、②第三子以後の扶養控除額の引上げを大きくしたことなどにより五億マルク増大した。先月問題となつた法人税の一本化、及び輸出促進のための税法上の問題については、つぎのように決定された。

① 法人税率を一本化し、優遇税率(三〇%)の適用のあつた配当利益に対する法人税率を一律に四五%としようとする下院案は、当初の政府案(現状存続)通り四五%及び三〇%の二本建となつた。

② 「税制上の措置による輸出促進法」の廃止を、取引高税の払戻しを除き、本年末に繰上実施するとの修正案については、再び修正が加えられ、従来の非課税積立の制度だけを廃止し、所得控除による優遇については、その所得控除率を、最終完成品の輸出につき従来の三・五%から三・八五%に、その他の完成品の輸出につき従来の三%から三・三%へ引上げることとなつた。

なお、貯蓄預金等の資本蓄積契約について、従来認められていた課税上の優遇を、政府案では廃止することになつていたが、預入据置期間を延長（従来の三年から十年に）の上とにかく存続することに修正されたことは注目される。

右の修正は、上院を構成する各州政府の税収にも多大の影響を与えることとなるので、その帰趨はなお逆睹し難いものがあるが、十月一日よりの減税実施が一般の期待に反して延長された関係から、来年一月一日よりの実施を要望する声が強く、十二月中には何らかの妥結に達するものとみられている。

なお、当初の政府減税案を基礎として編成された総額二七八億マルク（うち防衛費九〇億マルク、収支は均衡、本年比六・一億マルクの増）に上る五五―六年度の連邦予算は、九日閣議決定をみたが、これでもなお社会保障関係の歳出増が見込まれるので、下院での減税の修正案が実施されれば、財政の均衡維持に一層困難を来すものと懸念されている。

つぎに、貿易及び為替管理の面で、十一月中に二、三の重要な決定が行われた。

① 政府は九日より、ドル地域からの自由輸入の許される品目のリストを拡大する旨の発表を行つた。今年始めにも、全貿易品目六、〇〇〇のうち、一、

八〇〇品目をドル地域からの自由リスト中に入れることを指定して、ドル輸入の自由化の第一歩を印したが、今回の決定はこれに更に一、八〇〇品目を追加するものである。これにより、西ドイツの対ドル地域自由化率は、一九五二年の輸入実績に対して従来の四七％から、六〇—六五％（フランクフルター紙の計算による）に拡大された。今年始めの時は、主として原材料の輸入だけが自由化されたのであるが、今回のリスト拡大では、半製品及び製品の類も追加されたことが注目される。

このような、西ドイツのドル輸入の自由化の拡大は、その全般的な国際収支の好調（十月末の金・外貨準備額二四・九億ドル、年初来の増加約六億ドル）に支えられていることはいうまでもないが、ドル地域との間の貿易収支についてみても年初の自由化以来、輸入が増加している反面、輸出もまた増加しており、最近は黒字の月もある（本年第一四半期及び第三四半期、別表参照）事実も見逃せない。この措置をめぐる西ドイツの論評を総括すると、

1　この自由化の拡大は、ドイツの工業に原材料その他の選択買いの余地を与えることとなり、生産性の増大に役立つこと、

2　ドル輸入の自由化は、必然的にアメリカ商品との競争を激化することとなるので、西ドイツの産業は競争力強化のための刺戟を受けることとなる、

としているが、更にこの措置は、国際貿易の拡大と、通貨の自由交換性回復への世界的な時流にも沿うものであるから、今後アメリカの輸入促進措置ないしは、各国のドル輸入の自由化措置を強く要望すべきであるとしている。

西ドイツの対ドル地域貿易収支（月平均）

（単位　百万DM）

	輸出	（前年同期）	輸入	（前年同期）	貿易尻	（前年同期）
本年一—三月	二一二・八	一六七・七	一九五・一	一八四・四	(+)一七・七	(−)一七・〇
四—六月	二二〇・一	一七八・九	二六八・六	二二〇・七	(−)四八・五	(−)四一・八
七—九月	二七二・三	一八二・四	二五一・七	一八九・二	(+)二〇・六	(−)六・八
十月	二九一・二	一九一・五	三〇一・九	一八八・七	(+)〇・七	(+)二・八
一—十月	二四九・一	一八〇・一	二五四・三	一九五・八	(+)五・二	(−)一五・八

②　西ドイツ政府は二十三日「外国との支払取引について許容される支払方法に関する規定」を発表し、十二月一日より実施することになつた。この規定は、従来EPU諸国（ポンド地域を含む）とその他の清算協定諸国との間に支払上の区別が存していたのを、今後はこれら地域を一括して非自由通貨地域として取扱い、これら地域相互間の多角的な支払取引及び相殺ないしはドイツ・マルク銀行券による支払をも認めようとする点にある。すなわち従来ならば西ドイツと清算協定を結んでいる国との間の支払については、両国間の協定勘定を通じて支払う以外途はなかつたが、今後は相手国が認めさえすれば、ドイツ側としては特別の認可を必要とすることなく、非自由通貨地域の他の国、例えばイギリスへの輸出代金を以て支払うことができ、又、輸出代金についても相手国との間の清算勘定に計上せず、相手国業者が西ドイツの銀行に有している制限付交換可能ドイツ・マルク勘定ないしは、相手国以外の諸国通貨で受取ることができる。ただし、軟貨で返済できる債務をドル債権と相殺することは認められない。又、この規定で従来のドル地域という言葉に代つて自由通貨地域という言葉が使用されているが、実質的には従来のドル地域と全く変らない。又、支払方法についても西ドイツとこれら地域にある国との支払取引は原則として自由交換可能の外国通貨（目下のところではアメリカ・ドル、カナダ・ドル及びスイス・フラン）もしくは自由交換ドイツ・マルク勘定を通じてのみ行い得る点で変つていない（ただしドイツ人がこれら地域の居住者から受取るべき債権の代り金は、各取引が一〇〇マル

クを超えない小額の場合に限り、ドイツ・マルク銀行券で受取ることができることとされた)。

今回の措置は、ドル地域と非ドル地域との大きな区別は存したまま、それぞれの通貨地域間での多角的な決済を拡大するという点で、本年三月より始められた制限付交換可能ドイツ・マルク勘定の制度を拡大実施したものである。ただし、各清算勘定国間の相殺取引も相手国がそれを認めなければ事実上意義を持たなくなるわけであるが、三月の措置が外国人についてのみ認められる交換性の規定であつたのを、今回は国内業者についても非ドル地域内で得た通貨を以て、その地域内の他の通貨国への支払にも充当できる道が拓かれたことに意義があり、ドイツ側が「交換性回復への歩みを更に進める措置」であるとすることも一応肯ける。

③ 輸出手続の簡素化が発表(二十一日)され、十二月一日から実施されることとなつた。これにより今後東欧諸国への輸出を除き、すべての輸出契約の締結のための為替管理法上の承認は、原則として無条件に発給され、かつその関係書類の提出も簡素化され、輸出業者の自己責任の限度が大きくなつたとされる。

なお、ここ数週間マルクが、ヨーロッパの各通貨に対し軟調を示しているのが注目される。これはEPU諸国からの輸入の増加や最近の為替管理の緩和ないしはEPU諸国を通ずるドル物資のスイッチ輸入などによつて、ヨーロッパの外国為替市場におけるマルクの供給がふえたためであると解されている。しかし、クリスマスのための西ドイツの輸入需要が一服し、かつ今回の措置によるマルクの交換性の増大に伴いマルクへの需要が増加し、又、従来の第三国経由の輸入がドル輸入の自由化によつてドル物資の直接輸入に切替わるようになれば、再びマルクは堅調を示すものと観測されている。

さて、西ドイツ経済は、全般的に引続き好況を示している。すなわち鉱工業生産は、夏季の若干の停滞(一九三六年を一〇〇とする指数で八月の一七一)から九月一八五、十月一九二と戦後のピークに達し、十一月にはさらに上昇、二〇〇の大台に達したものとみられている。昨年のピークもやはり十一月で戦前比一八〇であつた。生産上昇の最も顕著なのは、投資財部門であるが、これはとくに輸出向機械の受註が増加していること、建築活動が活潑であること、熟練労働力の不足による合理化促進のための投資が旺盛であることなどに基づくものであるが、レンダー・バンク当局の観測も夏以来の賃上げや雇用量の増加によつて、やがて消費購買力も増大し、消費財工業の生産をも刺戟するであろうとのやや楽観的な見透しを行つている。ちなみに就業人口は一年前に比し八〇万人増加して一八百万人に迫り、失業は八二万人となつて再び戦後最低を記録したが、このうち相当部分が固定的な失業者で事実上就労能力ないしは意志のない者とされる。又物価は引続き安定している。なお一―十月の輸出は、四二・一億ドル(前年に比べ価額で二〇%増、量で二五%増)、輸入は三六・二億ドル(前年比価額で一九%増、量で二四%増)で出超額は前年同期に比し一・五億ドルの増加である。かつ外国よりの受註高が昨年同期より四〇%程度多いことから、少くともここ当分西ドイツの輸出は従来通りの伸長を続けるものと予想されている。

(4) イタリア――一般経済事情

最近数カ月間、イタリア経済は工業生産の順調な上昇、卸売物価の横這い、貿易事情の好転及び国際収支の改善等健全化の傾向を示している。すなわち本年一月―九月の輸入総額は一兆一、一〇〇億リラ(約一、七七六百万ドル)と昨年同期比〇・九%方の減少に対し、輸出総額は七、三三三億リラ(約一、一七二百万ドル)と一〇・二%方増加し、入超総額は三、七七七億リラ(約六〇四百万ドル)と一七・一%方の減少を示した。もつともこうした貿易事情好転の兆は既に昨年下半期中より見られたものであるが、特に輸入においては屑鉄及び鋳鉄、木材、原油など増加したにも拘らず、一九五三年度農業生産の著しい増大(特に小麦収穫高は戦後最高)により主にドル地域よりの小麦及び食用油などの輸入が大幅に減少した一方、輸出においては主として欧州諸国に対しイタリアの特産物である生鮮野菜、果実及び綿、毛織物、人絹、化繊などの繊維製品ならびに非鉄金属、有機及び無機化学製品の輸出が増大したことが注目される。

（単位　十億リラ）

	輸出 一九五三年	輸出 一九五四年	輸入 一九五三年	輸入 一九五四年	出入(-)超 一九五三年	出入(-)超 一九五四年
上半期平均	七二・六	八一・三	一二八・六	一二八・九	(-)五六・〇	(-)四七・六
七月	八二・〇	八一・二	一二〇・五	一一四・三	(-)三八・五	(-)三三・一
八月	七一・三	七九・〇	一〇三・三	一〇九・四	(-)三二・〇	(-)三〇・四
九月	七五・六	八四・一	一一九・九	一一三・〇	(-)四四・三	(-)二八・九

最近における国際収支の推移

（単位　百万ドル）

	一九五二年 上半期	一九五二年 下半期	一九五三年 上半期	一九五三年 下半期	一九五四年 上半期
貿易収支残高	(-)三三二・六	(-)三九五・七	(-)四六三・七	(-)三二一・九	(-)三七八
貿易外収支残高	一六八・四	二〇五・〇	二二五・六	二五八・八	二四二
国際収支残高	(-)一六四・二	(-)一九〇・七	(-)二三七・四	(-)六三・一	(-)一三六
アメリカ援助及び特需受入額	一一〇・二	一五一・五	一二二・九	一二〇・五	一三〇
外貨準備受払	(-)五四・〇	(-)三九・二	(-)一一四・五	五七・四	(-)六

また貿易外収支の支払超過は、本年上半期においては昨年同期比一〇・三％方減少し、一方受取超過は一三・四％方の増大を示した。従つて国際収支の支払超過は一九五三年上半期の二三八百万ドルから一九五四年上半期には一三六百万ドルと四二・八％方の減少を示した。さらにアメリカの援助をいれると、実際にイタリアが支払つた外貨は一九五三年上半期の一一五百万ドルに対し、本年上半期は僅か六百万ドルに止つた。この結果イタリアの金・ドル準備は本年六月三十日現在八七〇百万ドルに達し、昨年同期比約二〇〇百万ドルの増加である。一方対EPU債務は六月末二〇二・八百万ドルに達しているが、非交換可能通貨地域に対する貸越を考慮するイタリアの外貨準備総額は約九六〇百万ドルで、昨年同期比約六〇百万ドルの増加となつた。

なお政府は八月から石炭、鉄、鉄合金、屑鉄、銅、ニッケル、ボーキサイト、鉛、錫、その他金属類、毛皮類、合成ゴム等について大幅なドル輸入自由化措置を実施した。この目的は、最近累積を続け巨額に上つているイタリアの対EPU債務を減少せしめること、及び重要原料を世界の最も低廉な市場から自由に買付けることによつて生産コストを引下げることにあるとされ、今回の措置によつて特に外貨ポジションの悪化を招来することはないといわれている。しかし今後経済援助の削減が予想され、又後述の如き本年度の米麦不作の事情もあり、イタリアの外貨準備の将来について必ずしも楽観を許さないとする向も尠くない。

工業生産については、鉱工業生産指数（一九三八年＝一〇〇）が七月一八三のピークに達した後、八月一四六と前月比二〇・二％の低下を示したが、これは主として季節的要因によるものであつて、本年一月から八月までの平均生産指数は一六六と昨年同期の平均指数一五〇を一〇・七％方上廻つており、特に製造工業

の上昇が著しく、また鉄鋼、精油、ゴム、化学、化繊も活況を呈している。

しかし本年の農業生産についてみると、六月一日政府は一九五四年度小麦収穫予想を七七四万トンと発表したが、これは前年度収穫高九〇四万トンを一四・四%方下廻つており、さらに最近の資料によれば、七四〇万トンと昨年度を二〇%方下廻るものと見込まれている。こうした事情から一般に小麦価格の引上げが予想せられる反面、農家所得の減少も懸念されはじめており、特に収穫減少高の少くとも半分は外国小麦の輸入に俟たねばならず、このため来年度において六〇〇億リラないし七〇〇億リラ(約九六百万ドル乃至一一二百万ドル)以上の輸入増加を余儀なくされるものと見られている。米の生産高は戦後数カ年間殆んど変化がなかつたが、一九五三—五四米穀年度(一九五三年十月—五四年九月)は作付面積の拡張にも拘らず、小麦同様収穫期の天候不順のため反当り生産は減少し、総収穫高は一九五二—五三米穀年度を下廻つた(因に一九五二—五三米穀年度作付面積は一七五千ヘクタール、総収穫高は九三万トンであつて、この中三八万トンが輸出に向けられ、五五万トンが内需に向けられている)。

卸売物価指数(一九三八年=一〇〇)は七月以降三カ月間若干の上昇を示しているが、これは工業用原料および食糧品の騰貴によるものであつた。しかし昨年同期に比すれば約〇・二%方の下落であり、全般的には横這いの傾向を辿つている。此の間通貨発行高は九月末現在で、前年同月比七・八五%、銀行預金は一四%、郵便貯金は七・二%の増加を示している。

イタリア主要経済指標

	四月	五月	六月	七月	八月	九月
卸売物価指数(一九三八=一〇〇)	五、二九五	五、二九二	五、二五六	五、二五一	五、二五七	
鉱工業生産指数(一九三八=一〇〇)	一七〇	一七〇	一六一	一八三	一四六	
通貨発行高(単位十億リラ)	一、三四三・二	一、三四八・〇	一、三四〇・六	一、三九一・七	一、三九四・七	一、四一〇・一
全国銀行預金(単位十億リラ)	三、九四二・四	三、九八一・六	四、〇三〇・六	四、〇八二・九	四、一二四・七	四、二〇一・四
全国銀行貸出残高(単位十億リラ)	—	—	二、七八〇・九	—	—	
失業者数(千人)	二、二四一・〇	二、一七六・二	二、〇七二・五			

五、共産圏諸国

(1) ソ連——五カ年計画実施状況

七日のソ連革命三十七周年記念日に当りその前夜祭が六日モスクワの国立大劇場で開催されたが、席上ソ連副首相兼国家計画委員会議長サブーロフはソ連の内外政策について重要演説を行つた。右演説の中で注目される点はその基調が従来の演説に比し全体として控え目な点であろう。

まずソ連の対外政策については過去三十七年間の経験によれば異なつた社会制度を有する諸国間においてもその相互の利益のために経済的、政治的、文化的協力は十分可能であり、又全般的な平和促進のためにこうした協力の可能性は十分に存在するとしている。さらにソ連が今後も諸国間の右の如き原則を認識して外国との関係を律して行くであろうことも疑問の余地がないとのべている。また一九四八年以来外交関係を断絶していたユーゴについてはその外交関係の正常化に協力するとなし、米国の対外政策に対する攻撃も従来に比し緩和され、平和的共存の線を強く打ち出している。

次にソ連の経済動向、特に第五次五カ年計画の第四年度に当る本年度計画遂行状況を見るに、十カ月間の工業生産は予定計画を上廻り、前年同期に比し一二%

以上増大した。すでに四カ年（一九五一―五四年）の工業生産は一九五〇年に比し六三％増加を予定されているので、五カ年間に七〇％の増大を見込んだ第五次五カ年計画は期限内に達成され、また鉄道輸送計画も期限内に達成されるものと見られている。なお本年度の総生産を一九四〇年に比すると、二・八倍、うち重工業三・四倍増で、特に国民経済各部門の発展の重要な基礎である電力生産はとの間一九四〇年に比し三倍以上増大し、四カ年のみでも全国で七カ所の大水力発電所が操業を開始したが、さらに世界最大を誇るクイブイシエフとスターリングラードの両水力発電所を始めアンガラ、オビその他発電所の建設も進められていると伝えられる。

一方消費財生産については綿織物が五五億メートルで前年に比し六％増、毛織物二四二百万メートル、同一七％増、絹織物五二〇百万メートル、同三〇％増で、その他の消費財生産も著しく増大する見込であり、従つて市場向商品も一九五〇年に比し肉製品および砂糖約一・九倍、魚類および動物性油約一・六倍、植物性油約二倍、綿織物、毛織物、亜麻織物および絹織物六六％、家具二・九倍の増加見込である。また物価も一九四七―五四年中に七回の引下が行われ、その結果一九五四年の物価水準は一九四七年水準の二分の一以下に低下しており、このため国民の購買力は著しく増大していると伝えられる。

昨秋実施された消費財増産措置の重要な一環である農業生産は工業部門に比して依然として立遅れており、本年度穀物生産も新開拓地の収穫率増大により漸く昨年度（一三〇百万トンを若干下廻る）を若干上廻ったにすぎない模様である。ただカザックスタン、シベリア、ウラル、ヴオルガ、北コーカサス地方における未開墾地開発計画（一九五四―五五年）は本年度において目標を二〇％も上廻りすでに一七百万ヘクタールが耕されている。こうした成果に鑑み党および政府は新開拓地の播種面積を一九五六年において二八百万ないし三〇百万ヘクタールに引上げる予定といわれる。右播種面積はフランスおよびイタリアの播種面積の合計にほぼ匹敵するものであると政府は開発計画の規模を誇示しているが、これが完遂の暁には農業上の困難もある程度解消するのではないかと見られている。

以上サブーロフの演説により五カ年計画の遂行状況を概観したが、かなりの成果が見られることは否定しえない事実であり、特に昨年秋開始された消費財増産措置については政府もこれが実施に努力を傾けており、十五日発表された国連欧州経済委員会四半期報告の中でも新政策実施の結果として本年上半期のソ連および東欧諸国の生活水準が昨年第一四半期に比し著しく上昇したとのべている。

しかしながら解決さるべき問題は多多あり、その第一に生産性の問題がとり上げられている。本年度生産性は前年に比し七％、一九五〇年に比し三三％の上昇が見込まれているが、この程度の上昇では不十分であることが指摘されている。右生産性の上昇を阻害している要因としてはある種工業部門、建設部門、農業において科学、技術の利用が不十分なこと、労働および生産組織の欠陥が未だに除去されていないことがあげられており、特に工業企業においてはその生産活動が月の後半に集中される傾向があり平均して行われていないことが強く指摘されている。さらに現在実施中の消費財の増産を図る措置として非生産的部面の労働力を削減し、これを生産面に転換することが問題となつているが、政府は今後もこれをさらに徹底するよう要請している。

東西貿易についてはソ連商業会議所会頭ネスチエロフ氏によりソ連の貿易機関は日本からかなりの量の絹、繊維製品、船舶等を買入れ、日本に対しては石炭、木材、セルローズ、石綿、化学製品その他を輸出することができるとの言明があり（二十四日）注目された。月中ソ連・フランス間（十日）、英・ポーランド間（十一日）、仏・ポーランド間（二十六日）にそれぞれ通商協定が締結されたが、右による協定貿易額はいずれも従前のそれを上廻るものであり、なお英国はブルガリアおよびルーマニアとも更新の交渉を開始する予定といわれる。ソ連の金売却は引続き行われている模様であり、ピックス通貨報告によれば十月初約八ないし一〇トンのソ連金が英国、スイスの金融機関に売却され、さらに同二十四日にはプラチナ三五千オンスが米国銀行パリ支店を通じて振替可能ポンドで売却されたと伝えられる。ソ連の金売却は今後も行われるものと見られている。

(2) 中共――産業五カ年計画の七―九月期計画達成状況等

五カ年計画の進行に伴つて中共経済に現われつつある最も特徴的な変化は、一言にしていえば社会主義的建設の進展であろう。

まず基本建設の進行状況をみるに、重工業、燃料工業、第一機械工業、第二機械工業、紡織工業、軽工業、鉄道、交通、郵電、林業、水利の中央十一部における計画達成率は七―九月期が七三%にすぎず、就中第二機械工業部、鉄道部、水利部は六〇%にも達せず、したがつて九月までに年間計画の六〇%を完成したに止まつた。このため五カ年計画において重要な項目、例えば鞍山鋼鉄公司、第一自動車廠等、計画の大幅な削減を余儀なくされ、またとくに重要なことは比較的施工の困難な重点工程の完成が遅延したり、当初計画した投資を完了したにも拘らず主要工程が完成できないといつた事例の発生をみていることである。

一方礦工業生産状況は比較的良好の模様で、各部門において計画を上廻る達成率が発表されている。すなわち鞍山鋼鉄公司では七―九月期に期中計画を三・六%方突破、年間計画の七五・一%を達成し、十月には前月より一五・二%方の増産を示し計画より九・五%方超過したといわれ、石油生産は九月までに計画を一一・八%方突破、昨年同期より五二・九%の増産を示し、電力工業また七―九月期に計画を三・三五%超過、昨年同期より二〇%の増大となつている。しかしながら生産計画の強行が生産物の品質低下、生産コストの増大等を齎らしつつあり、これがため技術革新運動、増産節約運動等を全国的に展開している。いずれにせよ急速な重工業化政策にも拘らず、技術面における経験の不足が建設、生産の両面において、五カ年計画の最も基本的な障碍をなしていることは否定できない。

この間において見逃すことのできないことは資本主義経済の社会主義的改造で、国営企業を中心とする大工業の建設と併行して、手工業者の組織化、私営企業の公私合営企業への改組が進められている。とくに私営企業の改組について中共は本年度予算に公私合営企業に対する出資金二兆五千億元を計上、また去る九月二日の政務院会議において公私合営企業における資本家の利潤の保障、労働者代表の経営参加等を規定する「公私合営企業暫行条例」を可決する等積極策を講じている。

他方農業部門においては昨秋の食糧統制の開始、今春の農作物予約買付制の施行、最近の綿花統制の実施によつて農業生産の計画化、農業経営の集団化が推進されている。農業生産の面においては農機具、化学肥料等の利用により増産が齎らされ、また綿花、油料作物の耕作面積の増大が指摘される。本年の綿花耕作面積は六百万畝の増加、菜種・胡麻・大豆の播種面積は三%の増大を示したが、今後綿花は国内の需要増のため、油料作物は外貨獲得のためいずれも増産が要請されており、去る十月中挙行せられた全国綿産工作会議では綿花増産三カ年計画を検討、一九五七年の生産を本年より五〇%以上増加することを決定、又政務院は九月二十日農民の油料作物増産に関する指示を公布、さらに九月下旬召集の全国小麦油料生産会議では一九五六年までに油料作物の作付面積を本年より三〇百万畝拡張する計画を決定した。一方農業の集団化であるが、現在すでに二二五千個の農業生産合作社がありそのうち一三〇千個は今春以後に設立をみたもので、互助組を併せれば農民の約六〇%が組織化されたといわれる。なお今夏揚子江、淮河流域を襲つた記録的大洪水のため農作物が甚大な打撃を受けたことは中共側の否定にも拘らず最近のビルマ米買付等の動きからも看取され、これが五カ年計画の遂行にも重大な影響を及ぼすものとも観測されているが、反面農村における統制の強化を容易ならしめたことも否めないようである。

六、東亜及び東南アジア諸国

(1) 一般情勢

米国は上旬軍事使節を南部ヴエトナムに派遣し、同国政局の収拾及び同国軍の育成に当ることとなり、更に中旬の米仏会談において現首相を中心とする政権の強化及び現地軍教育に関する米仏両国の協力方法等につき仏国の了解を得た報があり、南鮮については一七日米韓防衛協定を成立せしめて軍事的経済的な援助を約束し、更に台湾との間の防衛協定が進行中と伝えられる等、米国の東亜自由圏所属諸国に対する個別的な軍事力強化方策が順次推進の跡を見せた。しかるにこれら諸国においてはその政情は必ずしも安定しているとは称し難く、政府の基礎にもかなり脆弱なものがあり、その成果は特に南部ヴエトナムにおいて早急に大きな期待を持ちえない。近時中共は自己の経済的成果を誇示すると共に、東南亜諸国に対して積極的に交易を求めて経済的相互依存関係を緊密にせんとする平和攻勢方針を採りつつある。これに対処する必要もあつてか、本月に入り米国においては対共政策についてむしろ従来の武力制圧方針から軍事的経済的均衡状態を

招来せしむる方式に切換えることが得策であるとの意向が漸次擡頭しつつあるものの如くである。その現われの一つとして、アジアにおいては東亜諸国を自由圏に引止めるためには、これら諸国に対し、中共に劣らぬ程度の経済開発を遂行するために要する資金を援助して、それら民衆の生活水準を上昇せしめんとする米国の所謂競争的共存の考え方が表面化しつつある。右に対する東南亜諸国特にコロンボ・グループ諸国の反応に関心が払われている。

域内主要輸出商品相場の動きについては、不作を伝えられるジュートが荷動期に際会して更に上昇、月末カルカッタ現物一俵一九五ルピーと二年半振の高値を示した。予想外の需要増大から二月来引続き漸騰傾向を維持し続けたゴムは十日シンガポールRSS一号当限一ポンド八三海峡セント$\frac{9}{16}$と、一九五二年十一月来の記録を示したが、これを境に爾後稍々軟化二月の底値比約五割高の八一海峡セント$\frac{3}{8}$で越月、然し乍らゴム相場の基調は堅調である。その他の商品相場には大きな変化もなく推移した。他方米穀に関してはマレーの輸入統制及びシンガポールの配給制の廃止決定並にセイロンの統制緩和の外、ボンベー米穀市場が十二年振りに再開される等、引続き米穀輸入国における食糧取引改善措置が採られたのは、これら米穀輸入国の食糧事情の好転の証左である。従つて米穀輸出国ではその販路を新市場に求めることとなり、ビルマは中共との間に一五〇千トン売買に関する了解を成立せしめると共に、米国に対しても買入方交渉中と伝えられている。この外貿易に関連しては、月初来ジュネーヴにおいて開催されたGATT総会において、インド及びパキスタン代表が後進国経済の特殊性を強調して国際収支均衡のためのみならず、自国の経済発展を助成するためにも量的輸入制限の権利を要求したことが注目された。

我国を巡つては、ビルマとの間の平和条約並に賠償及び経済協力に関する協定が調印され、対比賠償交渉については、日本側も大野ガルシア協定に固執しない方針を採ることとなつたため近く交渉再開を見ることとなつた。又日タイ貿易計画の正式延長が決定した。

(2) 韓国――米国との援助交渉の妥結、憲法改正

去る七月下旬における李大統領の渡米によつて開始された米韓交渉は、その後白斗鎮前総理、孫元一国防部長等韓国代表の滞米中も続行されたが、九月十四日ついに物分れとなり、舞台はソウルに移され九月二十六日から再開されたこと既報のとおりである。この交渉において韓国側は米軍の撤退に備え現有兵力二十個師を倍増することを要請したのに対し、米国側は財政負担の大な現役軍の増強に反対、予備役十個師の増設を勧告したといわれ、一方援助額について米国は韓国側の要請額（一説によれば十億ドルといわれる）を大幅に下廻る七億ドルに引下げたのみならず、為替相場の変更、援助額の二五％を日本からの買付に使用すること、援助資金の効果的使用等の前提条件を呈示した。これに対し韓国側は為替相場の変更は独立国として容認し難いこと、同国としては価格品質等が最良であれば何ら日貨を排斥するものでないこと、援助資金の浪費は機関車の入札にもみられたように米国側にも責任があること等を挙げて反駁、両者の主張は完全に対立した。しかしながら援助の遅延から経済的困難が累加、とくに重油の供給が絶え産業上、交通上重大な危機が予想されるにいたつたので韓国側も譲歩を余儀なくされ、十七日卞国務総理兼外務部長官とブリッグス駐韓米大使との間に七億ドル軍事経済援助協定の調印が行われた。その要点は左のとおりである。

(イ) 米国政府は一九五五年度における韓国に対する経済援助及び直接的な軍事援助に関する広範な計画に同意した。

(ロ) 米国政府は韓国が再び不法侵略を受けた場合、両国相互防衛条約に規定された通り侵略者に対しその軍事力を使用する意思を再確認するとともに、国会の承認の下に韓国を復興するための経済計画を推進する意思をも表明した。

(ハ) 韓国は国際連合を通じた国土統一への努力にあつて米国と協調することに同意した。

(ニ) 韓国は経済的安定と矛盾しない範囲内において軍事力を増強する原則に同意し、国連軍が韓国防衛の責を負う間はその軍事力を同司令部の指揮下に置くことに同意した。

(ホ) 米国軍に対するドル交換にあつては現実的な新しい手続を制定、援助物資価格も同様の現実的な交換率を定めることを含め、経済援助計画の効果的遂行に必要な措置を採ることに同意した。

(ヘ) 援助計画による物資購入は必要な物資を最善の価格で購買できる限り非共産主義国家のいかなる国からでも購入することに同意した。

この調印によつて一ドル一八〇圜の公定レートは維持されることに決定、国連軍所要の圜貨は韓銀を通じドル貨を競売して調達することとなり、またこれまでの未償還貸与金については一ドルにつき六―八月分二五四圜、九月以降三カ月分三一〇圜の交換率で償還されることとなつた。

一方去る九月七日自由党(与党)全議員の署名をもつて提出中の憲法改正案は本月十八日漸く国会に上程され、二十七日採択の運びとなつたが、開票の結果賛成一三五票で、在籍議員の三分の二以上と規定されている憲法改正に必要な議員数より僅か三分の一の不足であつた。このため一旦否決が宣せられたが、政府は二十八日定足数は一三五で改憲案は通過したものと看做すとの見解を発表、国会は二十九日野党の抗議を斥け与党だけで政府の見解を支持する決議を行い、同案は直ちに政府に送られ即日公布せられた。

今回改正の内容は約三十項目に及んでいるが、とくに重要な事項は国民投票制の規定、国務総理及び国務院連帯責任制の廃止、初代大統領についての重任制限の撤廃等で、経済条項については従来の主要資源の開発及び公共性を帯びた事業を国有ないし国営もしくは公営とするとの方針を私有ないし私営を原則とすることに転換したことが注目される。

(3) 台湾――最近の物価動向

昨年第二期産米の豊作、国際物価下降等を主因に今春来軟化を示していた物価は九月下旬より上昇に転じ、歳末を控え成行が注目されている。すなわち台北市における卸売物価指数は一九四九年六月を一〇〇として九月二十五日に終る週平均が五七三・三七であつたが、十月十六日までの週平均五八一・〇〇、十一月六日までの週平均五八九・〇六、十一月二十七日に終る週平均五九三・五二と続騰を示している。

このような物価騰貴の原因としては次の諸点が挙げられるが、とくに台湾解放を呼号する中共の動向及び中央地方財政の推移如何によつては今後物価騰貴はさらに激化するものと予想される。

(イ) 中共の攻勢激化　九月下旬中共の台湾の解放宣言発せられるや中共機空襲の謡言が飛び、物価上昇の口火を切つたが、その後大陳島、金門島等に対する中共の攻撃が激化し、人心に動揺を与えこれが物価に影響を及ぼしている。

(ロ) 輸入外貨予算の削減　七月以降大幅な入超が続き一―十月の累計では入超三百万ドルに達したため、第六期(十一、十二月)輸入外貨予算は九、二八〇千ドルと前期より五二〇千ドルの削減となつた。このため輸入品(とくに消費財)は顕著な上昇を示している。

(ハ) 農産物の減収予想　今夏各地とも旱害が発生、とくに第二期産米は減収が予想されている。

(4) 香港――近情

香港政庁は四日、日本商社(貿易・海運・航空及び銀行)の支店設置を許可する旨発表した。これに対する現地の反響を綜合するに、差し当り大なる影響はないとみている。

十月までの貿易実績は輸入三、〇八七百万香港ドル、輸出二、二六四百万香港ドルで、昨年同期に比し前者二一四百万香港ドル六・四%、後者六八百万香港ドル二・九%の減少となつた。中共との貿易額は輸入五三七百万香港ドル、輸出三一六百万香港ドルで昨年同期比前者一九〇百万香港ドル、後者一五三百万香港ドルの激減を示しているが、対日貿易は輸入が三五九百万香港ドルと昨年同期比二八百万香港ドル方増加したのに対し、輸出三一六百万香港ドルで同じく一五三百万香港ドルの減少となつた。対日輸入の増加は韓国が対日輸入制限を行つた結果香港を通ずる対韓再輸出が激増をみたためで、対韓輸出額は一二九百万香港ドル昨年同期比九三百万香港ドルの著増を示している。

右のような貿易不振のため最近地場工場の閉鎖が増加し、第三四半期のそれは一〇八工場と昨年同期より四一工場上廻つた。一方東南ア各地の政情不安を反映し逃避資金の流入も多額に達し、株式市場あるいは不動産業に活動の場処を求めているためこれら部門のみは畸形的繁栄を示しているといわれる。

(5) タイ――一九五四―五五年度日タイ貿易計画の成立

去る八月末日タイ貿易計画の満期失効に際しては、我国食糧輸入需要が略々明

かとなる十月に新に検討することとして前年度計画を暫定的に一年間延長することとなつたが、前月末より開催された交渉により六日以下の如き内容を以つて妥結を見た。

① 現行貿易及び支払協定並に貿易計画は従来通り両国貿易の基礎とすることとなつた。因みに現行貿易計画は、タイ側は米四五百万ドル（前年度実績四八百万ドル）を主として、日本側は繊維品二四百万ドル（同二八百万ドル）、機械類一三百万ドル（同一〇百万ドル）、金属類八百万ドル（同一六百万ドル）を主として、共に輸出六四百万ドル（同タイ側五八百万ドル遂行率九一%、日本側六一百万ドル遂行率九五%）貿易外収入を加えた合計六五百万ドルを予定しているものである。

② 政府間貿易による日本のタイ米輸入数量は四〇〇千トン（前年度実績四〇〇千トン、なお民間貿易米をも含めたそれは五一七千トン）を努力目標とするが、これと同時に(イ)日本側買付米を砕米混入率一〇%以下のもの（従来は一五%以下）に限定する方針が確認され、そのため価格、船積その他手続、品質検査方法、紛争処理につき両国間で協議すること、(ロ)タイ側は船積業者及び精米所の選定に関して日本側輸入業者の意見を考慮し、又日本側輸入業者に精米所保有米の検査権及び代替米選択権を認めること、(ハ)病変米防止対策につき協議を行うこと、(ニ)公平な検査機構を設置すること等の事項が取り極められた。今次交渉の焦点となつた米穀取引方法は売手市場時代に定められ、従つて余りにタイ側に有利であつたのを、今次相当修正せられた。取引数量は今後決定される価格その他の取引条件如何に懸つているものと見られ、結論は前述の細目交渉に持ち越された観がある。唯々我国来年度米穀輸入必要量は九〇〇千トン程度に止まるとの見方が強く（本年度米穀輸入計画一、一四五千トン、内タイ米予定分三〇〇千トン）、他方タイ側の上質米輸出能力（一九五三年中の砕米混入率一〇%以下の米穀輸出総量実績四〇八千トン）は搗精方法の制約から早急な増強を見込みえないことを考慮すれば、右努力目標達成の可能性は極めて少いものと見られている。しかもタイ米輸出市場中香港及びマレーが、前者は中共需要の消滅により後者は最近のビルマ米進出を反映して、共にその比重を減じた反面、日本は急

激に上昇（一九五三年間対日輸出実績四八三千トン、タイ米輸出量の三八%）している折柄、対日輸出の減退は必然的に同国輸入能力を減殺することとなり、既に同国においては対日入超尻拡大を惧れて五日来暫定的に対日輸入許可発給を停止する等の措置を採らざるを得ない状況に追込まれており、ここ数年間順調な伸長を見た両国貿易が縮小傾向に転ずる惧れなしとしないであろう。

(6) インドネシア――クレデイットによる輸入方式の採用

インドネシアにおいてはかねてから、外貨事情が逼迫する一方資本財等の輸入に対する要請の度が加つてきたため政府は諸外国との間にクレデイットについて交渉を行つていたが、之に関連して十二日経済省はクレデイットによる資本財及び原料の輸入方式を決定した。

右の方式によればクレデイットはA・B・Cに区別され、Aクレデイットは輸入先を限定せず十二カ月後払のクレデイットを受けるものであつて、この場合輸入業者は中央輸入局の仮免許を受けた後、中央銀行のクレデイットに対する保証の見返りとして、同行に輸入CIF価格に一〇%の銀行手数料等を加算した額をルピア貨により預託する。Bクレデイットはオランダからの輸入について供与されるものであつて、輸入業者の中央銀行に対する見返り預託には、輸入CIF価格に資本財輸入の場合は二五%、半製品及び工業原料輸入の場合は一〇%の銀行手数料等を加算する。Cクレデイットは西ドイツ及びフランスからの資本財輸入に対して供与されるものであつて、輸入業者の中央銀行に対する見返り預託には輸入CIF価格に二五%の手数料が加算される。

右についてアンタラ通信の報ずるところによれば、十五日オン・エン・デイー財政相は右の外国クレデイットにつきアスマウン外務省対外経済関係局長を長とする外国クレデイット調査委員会が満足すべき結果を得ることに成功しており、海外からのクレデイットは総額一〇億ルピアに達するもので、このうちにはフランス四億ルピア、オランダ二億ルピア、西ドイツ三億ルピアが含まれていると言明した。なおこれらのクレデイットはインドネシアの復興に必要な資本財買付のほか、国内の小規模工業育成のため民族業者を援助することにも使用され、この事が現在国内で、思惑に動いているホットマネーを工業資金に導く結果になるこ

とを希望すると共にこれらの外国クレデイットには所謂ひもがついていない点を強調した。

なお前記クレデイットのうちフランスの供与する分については去る六月二十二日インドネシア・フランス工業振興協定により一年間を限り供与されるもので、オランダ、西ドイツからのクレデイットについては原則的了解のみにとどまるものといわれている。A項のクレデイットについても一般にインドネシアの国際収支の見透しに対する不安と政変等を危惧する点から実際の効果については疑問視する向が多い。

(7) ビルマ——日緬平和条約並に賠償経済協力協定の成立

我国のビルマに対する賠償に関しては曩に仮協定の妥結を見たが、五日平和条約並に賠償及び経済協力に関する協定の調印が行われた。その内容は平和条約においては、(1)両国の平和及び友好関係が確認され、これに伴い通商航海条約及び漁業協定締結を約束、戦前に存在した条約の復活、戦前の債権債務の確認、戦争に原因する請求権の放棄等を決定、(2)日本側は在日ビルマ資産を返還する反面、戦後の貿易に基くもの等特定のものを除き在緬資産を放棄することを明かにし、(3)日本側の賠償義務として十年間に二億ドルに相当する役務及び生産物をビルマに供与することを定めると共に、他の賠償請求国に対する賠償が解決した場合にはこれを再検討することを約し、更に経済協力として同様十年間に五〇百万ドルの役務及び生産物を提供することを規定している。次に賠償及び経済協力に関する協定においては、(1)その対象事業として水力発電所建設を首め殆ど全産業部門を網羅する一九項目を附属書に列挙した上、(2)経済協力は日本人とビルマ政府又は国民との合弁事業の形式によること、(3)ビルマ側の合弁事業出資率は原則として六〇%以上とすること、(4)交換公文において経済協力の内二〇百万ドルはビルマ政府に対する貸付と為しうること等を決めている。

ビルマの経済開発計画は一九五九—六〇年度における一人当り生産高を略々戦前水準に回復せしめることを目途とし、同年度の国民総生産七〇億チャツ（戦前比三一%増）達成を目標としているが、これは計画開始直前の一九五〇—五一年度のそれを九〇%方、即ち約三三億チャツ増加せしめることを意味し、そのため所要純投資七五億チャツ（内海外買付二五億チャツ、約五億ドル）と概算している。従つて今回決定した賠償及び経済協力金額は所要外貨の約半ばに相当する。

一九五三—五四年度迄の進捗状況は、同年度国民総生産四、六七〇百万チャツで、三年間の増加率は二七%、その目標達成率は三〇%を示し、且その間の純投資総額は一、七五三百万チャツと目標の二五%に達した。これは一見比較的好調な滑出しを示すものの如くであるが、投資額の内容は民間業者の輸入繊維品在庫増、米穀輸出沈滞に伴う政府手持米の増加、更には民間住宅建設等の占める比率が少くなく、本格的開発の進展は本年度以降に持越されている。即ち一九五四—五五年度の総投資は一、三〇〇百万チャツ（前年度実績推定九一〇百万チャツ）を予定し、しかも内政府投資は七九〇百万チャツ（同四五〇百万チャツ）、因みに民間投資五一〇百万チャツ、同前年度実績推定四六〇百万チャツ）で、その約七割に当る五五〇百万チャツ（同二五五百万チャツ）が運輸、電力、工業等生産設備投資に集中されることとなつている。しかるに同国貿易の一九五三—五四年度前半期実績は輸出が米穀輸出の不振から四六七百万チャツと前年同期を二三%下廻つた反面、輸入は開発資財買付増加も手伝つて五四四百万チャツと前年同期比二三%増を示したため、保有外貨は七月末現在一八八百万ドルとピーク時の一九五三年六月末比七八百万ドル方減少するに至つている。かかる際我国の賠償及び経済協力が同国経済開発推進上及びこれに伴うインフレ抑制政策上寄与するところ極めて大きいものと見られるべく、その円滑な実施が期待される所以である。

(8) インド——インド煙草と中共生糸のバーター取引契約成立

中印貿易協定は前月十四日に調印(十月号参照)をみたが、それに基く最初の貿易取引として、インド煙草九百万封度と中共生糸九〇屯（一九八千封度）のバーター取引を本年十月十五日から来年三月末の間に行う旨の契約が二日成立をみた。この取引はインドにとつては、最近輸出不振の煙草とのバーターで割安な中共生糸が大量に輸入されるとして好感を示しているが、わが国との関係においては中共生糸のインド市場進出が特に注視せられる。

最近インドでは、一部の高級絹織物を除いては生糸と生糸以外の繊維との混織品の売行が良好で、このため割高な日本生糸より比較的粗悪品であつても割安な

欧州及び中共の生糸が歓迎せられる傾向が強まりつつあり、最近のインドの生糸輸入状況からみても左表の如くこれ等両地域の進出が顕著に窺われている。

インドの生糸輸入状況　（単位　千封度）

	日本	欧州	中共	計
一九五一―五二年度	六一五（九二・七%）	四八（七・三%）	―	六六三（一〇〇・〇%）
一九五二―五三〃	二九一（九七・六〃）	七（二・四〃）	―	二九八（一〇〇・〇〃）
一九五三―五四〃	一五七（六一・三〃）	九九（三八・七〃）	―	二五六（一〇〇・〇〃）
一九五四年（四―七月）	二九（三三・九〃）	三（四・二〃）	五三（六一・九%）	八五（一〇〇・〇〃）

即ち、一九五一―五二年度及び一九五二―五三年度にはインドの生糸輸入の九〇%以上は日本から輸入されていたが、一九五三―五四年度には日本生糸は六一%に下落し、反面欧州生糸が三九%に増大を示している。更に本年度に入ると四―七月の間にこれまで全く輸入せられていなかつた中共生糸が急速に進出し、全体の六二%を占め、日本生糸は三四%に減少するに至つている。従つて今後前記のバーター契約によつて更に中共生糸の輸入が増加すれば、一時インドの生糸輸入の大部分を占めていた日本生糸はインド市場から殆んど閉出される可能性もあり、左表の如き日本の生糸輸出不振の折柄その成行が注目せられている。

日本の生糸輸出状況　（単位　千封度）

	米国	英国	フランス	インド	総輸出量
一九五一年	四、三一一	一、〇八三	一、六四七	六九六	九、〇二六
一九五二〃	四、三二七	一、七〇六	一、四三三	三一四	九、二六五
一九五三〃	一、九九二	五五一	一、三九三	一六三	八、三七三

(9)　パキスタン――外資導入政策の発表

前月中旬アリ首相はパキスタン経済の工業化のために外資導入を促進する政策をとることを言明したが、本月三日政府は外資導入促進策を発表した。その要旨は㈠政府の指定する主要工業に対する外国資本の参加比率を六〇%まで引上げること（従来は四九%）、但し公益事業の場合は個々の事例について決定すること、㈡外資元本及び利潤の送金並びに再投資された利潤の引揚げは、為替管理上の制限をうける外は制限を受けないこと、㈢国有化に対しては正当な補償がなされ、且つ補償金の本国送金を認められること等である。

従来の同国の外資取扱に関する方針は一九四八年四月の工業政策についての声明（Statement of Industrial Policy）に基くもので、右によればセメント、石炭、綿紡織、魚罐詰及び魚油、発電施設（除水力発電）、ガラス及び窯業、重化学及び染料、鉱産物、食糧保存加工、工業用アルコール、造船、砂糖、皮革の各業種については国内資本が五一%以上、その他の工業については三〇%以上参加をすべきものとされていた。今回の発表には対象業種の指定は含まれなかつたが、その対象となる業種は前記の一三業種とほぼ同様の範疇に属するものと云われている。

パキスタンにおける外国資本投資承認額は一九五二年八月までの五カ年間に一〇五社二一四百万ルピー（内工業会社三三社一六七百万ルピー）（内英国五一社一二二百万ルピー、印度一四社三三百万ルピー、米国二社一百万ルピー）五三年間に一九社二〇百万ルピーとなつているが、パキスタンの工業化をさらに推進せんとする政府の方針により、今回の措置が発表されたものと思われる。

アジア地域の諸国が外資導入を唱えながらも、主要産業については会社経営の主導権を自国に留める限度における外資参加の方針をとつている現状に鑑み、同国の今回の外資導入方針の変更が注目される。

(10)　セイロン――新工業政策の動向と食糧配給統制の緩和

①　新工業政策の動向

セイロンは戦後の工業開発計画としてセメント、合板、鞣皮、製紙、苛性ソーダ、陶器、植物油の七業種を採り上げ、比較的近代化された設備による工場を建設するため努力してきた結果、セメント（年産七万屯）合板（年産茶箱四五万個相当）等一部の工場は現在操業中で他の工場は目下建設過程にあるが、これら工場計画は過度の機械化と資本集中化を要するため同国の技術水準に対し著しい懸隔がある上に雇傭の解決に些したる効果を齎らさないこと等が判明、従来の工業育成策につき再検討を迫られていた処、此の程K・ヴァイチヤナダン住宅工業社会

事業相は概ね左の如き要旨の新工業政策を発表するに至つた。

(イ) 私企業助長

原則として企業の国有国営を避け私企業を助長する。但し国家が監督指導する要があり、特に初期の段階では資金、人員、販売等の面における援助を行う。

(ロ) 小規模企業育成

従来の政府建設七工場はセイロンの実情に合致しないので雇傭増にも貢献する小企業に重点を置くこととする（セイロン年間輸入約十七億ルピーのうち七億ルピー程度は小企業により生産可能の見込）。

(ハ) 外資導入

国民の福祉に反せざる条件の下に株式出資の形で大企業を中心に外資の導入を図る（但し主たる出資はセイロン人とする）。

(ニ) 課税

工業振興の見地から税制委員会の設置により現行税制の再検討を行う。

(ホ) 資本統制

資本の効率的使用の見地から資本の統制を図る。

(ヘ) 工業関係法規の整理

企業に対する補助、外資導入、工業製品の検査、規格等を規定した関係法規の全面的検討整理を行う。

以上の如く今回の新工業政策は基本方針を提示したに止まり今後これに基き政府では具体的施策に移すものと見られるが、これまでの大企業中心の工業振興策を捨て民間企業による小規模企業の育成等の政策転換を行うに至つたことは注目せられるところである。一方このような政府の政策発表に対する一般の関心は、同国デイリー・ニュース紙等に因ると今回の政府当局の声明は民間企業が貢献し得る度合が極めて大であることを関係当局が自覚するに至つたことを示すものと指摘し、これが早急なる具体化を望む声が強い模様である。かかる事情を反映して本月初めラトナヤケ家内工業相は国内織布生産が年間三百万呎と能力（年産六百万呎）の半ばに過ぎない現状に鑑み明年末に能力までの増産を目標として綿糸の輸入配給の円滑化等を目的として全国織物連合会の設置を提案する等の動きが見受けられる。

② 食糧配給統制の緩和

セイロンの本年度産米は好天候、種子の品質改良等に因り記録的増収となるものと予てから伝えられ、必要量の半ば以上を輸入に依存している同国の食糧事情には明るい見透しがもたれていたが最近の政府の収穫予想に因ると平年作（約二七百万ブッシエル）を二割近く上廻つて三二百万ブッシエルにも迫ぶことが判明した。このためジヤヤワルデン食糧農業相は先般「食糧事情が悪く世界の米穀市況が堅調の時は配給を制限し、配給価格を引上げねばならなかつたが、最近の財政事情と同じく食糧事情の好転は新たに増配を可能ならしめるに至つた」と言明し、本月八日より配給受給者に対し均一に週当り二メジヤー（四封度）の増配（但し配給価格はメジヤー当り現行五六セントに据置）を断行することとなつた。

この結果平均一家族週当り現行六・七五メジヤーの配給量は十二メジヤーに増加することとなつたので、食糧配給制度撤廃の方向え一歩前進したものと見られている。併し今回の措置は配給価格を現状に止めざるを得なかつた点に問題なしとせず、政府では当面明年度の中共米買入価格が屯当り三九磅と大幅の安値で妥結したことに鑑み、ビルマとの明年度の協定買入価格屯当り四八磅を三八―四〇磅に引下げることを目標に本月半ばよりラングーンにおいて折衝を開始することを決定した模様である。

何れにしても香港、インドの最近における主食統制解除措置に次いで今回の如き措置をセイロンが採るに至つたことは東南アジアにおける食糧輸入国の食糧事情緩和の進展を示すものとして注目される。

なお本月に入り英国及びオーストラリア両国合同の食糧使節団がセイロンの招聘により到来、同国の食糧増産方策につき仔細の検討を行うこととなつたことは今後の増産に大いに貢献するものとして期待されている。

七、濠州――輸出停滞傾向とGATTに対する態度

濠州農商相はジユネーブにおいて開会中のGATT総会において、現行GATT規定は工業製品の関税安定に効果を納めている反面、第一次製品に対する配慮

に欠ける嫌いがあり、その結果、輸出面で農産物依存度の高い濠州はＧＡＴＴにより得るところよりも失うところが多かつたと主張し、(1)濠州産業が打撃を受けると見られるときは、遅滞なく他国に相殺的な譲許を与えるための交渉を開始することを条件として濠州は直ちに必要な関税操作を講じうることとすること、(2)特恵関税とその他の関税との差を拡大することを許さない現方針の緩和を考慮すべきこと、(3)輸出国に対する輸出補助金の禁止と同時に、輸入国に対しては不当な補助金を受けている商品に関し、第三国の利益を擁護する義務を課すること等の規定改正の必要を強調したと伝えられている。

このことは同国においては輸入面ではその幼弱な工業製品を他国製品との競争から保護する様要請される反面、輸出面では同国原始生産物が外国政府の補助金に扶けられた農産物との競争を強いられている上、その競争激化に伴い英国市場確保の必要が愈々痛切に感ぜられていることから当然考えられていたところであり、国際貿易自由化政策が発展途上にある後進国に及ぼす重圧を示すものと云えよう。

ここに同国輸出の特徴を見るに、羊毛（一九五三―五四年度輸出実績四一二百万濠州ポンド）、小麦及び小麦粉(同六一百万濠州ポンド)、酪農製品(同三一百万濠州ポンド)、肉類（同二八百万濠州ポンド）、果実（同三二百万濠州ポンド）、砂糖(同三一百万濠州ポンド)及び金属(同五一百万濠州ポンド)の七品目で七五％以上(同七九％)を占め、しかもこれらの英国市場依存度は極めて大きく、羊毛がその輸出額の四分の一、酪農製品、肉類、果実及び砂糖の如きは長期買付契約又は特恵関税に扶けられてその七割以上を英国に輸出している。右比率は戦前の八五％に比すれば幾分低下の跡が窺われるものの、この間著しい変化はなく、且その低下の原因としては右七品目の加工品及び大麦、獣皮等その他農畜産物の進出が挙げられており、同国の工業発展及び人口の増加にも拘らず、同国輸出の原始生産物依存は、依然たるものがある。即ち、同国第二次産業は未だ国内需要を充足するに足らず、他方原価高の関係もあつて輸出に進出するに至らず、唯々工業製品の輸入依存度軽減に資するに止まつている。又人口の増加に伴う国内需要の増高は肉類及び酪農製品に関してその輸出余力にかなりの影響を及ぼしているが、その他の品目については、羊毛では耐乾牧草の研究による牧畜適地の拡大、小麦では耕作方法の改善による反当収量の増加が共に著しく、その他全般的に戦後の国際市況強調時における収益は農家の経営を好転せしめて農業設備投資が進行した結果、生産増加は国内需要の増加を上廻る傾向を示しており、今後も当分の間濠州貿易構造に大きな変動はないものと見られる。

原始生産物国際市況の同国経済に及ぼす影響は決定的なものがあり、オーストレーリアン・フアイナンシアル・レヴイユー紙の本年度輸出見透しによれば、まず羊毛の需給は比較的安定を維持しているものの、その価格は八月末の競売蓋明以降軟調気味に推移して依然回復の気配なく、略々前年度並の輸出数量が見込まれるにも拘らず、売上金額は前年度実績を一割方下廻るものとの見方が強く、酪農製品及び肉類も輸出余力減退に国際市況軟化が加つて、輸出額は二割近く減少する可能性が考えられ、唯々頃来滞荷増高に悩んでいた小麦がカナダの凶作及び米国の減反から価格も漸く横這気配となり（三月末の一ブッシエル二一濠州シリング六濠州ペンスから六月末には一五濠州シリングに下落）積出も漸次活潑化しつつあつて、年度間売上は一割以上前年度を上廻るものと期待されているに過ぎず、本年度輸出総額は七六〇百万濠州ポンドと前年度実績を七〇百万濠州ポンド方下廻るものとの予想も行われている折柄、前年度経常国際収支が二百万濠州ポンドの払超を示していたことを考慮すれば、本年度のそれはかなり悪化する惧れがあり、同国政府が世界的な貿易自由化傾向に対し焦慮の色を示すのも故なしとしないわけである。

なお対日輸入統制に関しては二十二日以降綿布類、セメント、陶器等四八品目の留保品目を除き個別審査を廃し、他の非ドル地域からの輸入と同様な方式（主として投資財からなるA品目は一九五〇―五一年度実績の一〇〇％、主として消費財からなる品目は同じく六〇％迄自由に輸入しうる）が適用されることとなつた。なお留保品目の対日輸入は一九五三―五四年度における日本を含む非ドル地域からの輸入総額の二五％を限度とすることとなつた。